

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

近畿支部報



京終駅（奈良市南京終町）

近畿支部報第78号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

賛助広告一覧表

株式会社 アイ テ ク ノ

株式会社 エンタ コンサルタント

大阪 エンジニアリング株式会社

キタイ 設計 株式会社

株式会社 ケンセイ

株式会社 産業工学研究所

株式会社 サンコム

株式会社 三和総合コンサル

株式会社 西播設計

正和設計株式会社

テクノコーポレーション株式会社

内外エンジニアリング株式会社

株式会社 N I S S O 大阪支店

株式会社 播磨設計コンサルタント

阪高プロジェクトサポート株式会社

株式会社 ファノバ

株式会社 平和 I T C

丸一調査設計株式会社

(五十音順)

CONTENTS

近畿支部報
Vol.78 2022.8

●賛助広告一覧表	
●近畿支部標準補償算定システムのご案内	
●特集 第46回通常総会	
「令和4年度 近畿支部第46回通常総会」を開催	1
来賓挨拶 国土交通省 近畿地方整備局 用地部長 池田 亨	3
協会会長挨拶	
(一社)日本補償コンサルタント協会 会長 坂田 隆史	4
支部長挨拶	
(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部 支部長 中村 雄一	5
●新役員紹介	7
●支部委員会と委員の紹介	9
①総務委員会 ②補償業務委員会 ③補償システムIT委員会	
④研修委員会 ⑤企画・広報委員会 ⑥親睦委員会	
●講演会・講習会・研修会の報告	
◆「自衛隊の活動と災害救助」	
奈良県 総務部 知事公室 防災統括室 参事 米津 浩幸	17
◆令和3年度 独禁法講習会	
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 経済取引指導官 石本 将之	40
◆令和3年度「物件補償の実務」についての説明会	
株式会社 ユニオンリサーチ 代表取締役 小笠 博幸	41
◆令和4年度 第1回実務研修会	49
1. あいさつ：近畿地方整備局 用地部 用地補償管理官 山田 浩司	
2. 令和4年度 業務発注について： 近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長補佐 森本 弘二	
3. 令和4年度 補償基準の改正について： 近畿地方整備局 用地部 用地補償課 課長補佐 宮島 一晃	
4. 令和4年度 近畿用対連補償算定標準書について： 近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長補佐 秦 建造	
●新会員の紹介	
ジェイアール西日本コンサルタンツ(株) 代表取締役 土肥 弘明	51
●親睦委員会便り 令和4年度上期編	
近畿支部 親睦委員会 委員長 永井 晴夫	53
委員 今中 康生	
委員 山本 俊之	
●支部だより	57
●会員の動向	64
●会員名簿	65
●編集後記	70

JCC近畿支部標準補償算定システム

Windows11動作確認済み！全国仕様の規定様式にも対応！

**建物（木造・非木造）・工作物・立木・動産・移転雑費・仮住居など
補償算定の一貫システムなので、テレワーク利用にも最適！**

Excelで作成した立木調査データの取込機能を追加 *New!*

当近畿支部では「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員の統一ソフトによる運用を推奨しております。官公庁様に対しましては、このシステムを使用した成果品仕様の採用、及び再算定業務などのデータ利用についての要望活動を行い、ご理解を頂いております。益々、複雑化する補償金算定業務について、違算を防止するためにも是非活用をご検討ください。

システムの主な特徴

あらゆる物件の算定が可能です！

- ◆特に、建物算定では精度向上と**スピードアップ**が期待できます！
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で**手間いらず**！
- ◆面倒な廃材処理も、建物・代価表・工作物も含めて**各起業者仕様**で詳細に集計！
- ◆補償算定の一連はもちろん、業務に合わせて**部分使いが可能**なシステムです。
- ◆受注業務・所有者単位でデータを管理し、受け渡しはそのまま**メール送信**が可能！
- ◆図面は**SXF・DXF**に読み書き対応、帳票は**Excel**に変換可能！
- ◆**ネット認証の使用ライセンス方式**を採用！インストール台数には制限なし！
- ◆社内でも算定仕様の標準化とデータの一元管理ができ、**管理者不要**です。
- ◆基準・単価変更でも社内でのメンテ作業は**手間いらず**。**人件費も経済的**です。
- ◆データの排他制御を搭載！**複数の作業**者による同時進行も可能です。

最新の補償基準・様式に対応済み!Windows10・11での運用にも安心です。

The image displays two windows from the JCC compensation calculation system. The left window, labeled 'CAD画面' (CAD Screen), shows a 2D architectural floor plan with various rooms and structural elements highlighted in green and yellow. The right window, labeled '積算画面' (Calculation Screen), shows a detailed spreadsheet of calculation data with columns for item name, unit, quantity, and price. A blue arrow labeled '連動' (Linkage) points from the CAD screen to the calculation screen, indicating the integration between the two.

<木造建物CAD>

■補償に特化した専用CADの充実した機能 ■**図面を作成しながら数量計算式を確認** ■図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更 ■同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写 ■建具番号は同一規格同一番号も含めて自動設定 ■その他にも多彩な汎用機能で図面作成を支援

<木造建物積算>

■**木造建物CADからの完全連動で、数値の変更もリアルタイムに処理が可能!** ■仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択 ■CADと連動利用しなくても充実した機能を用意 ■合成単価(代価表作成)にも対応

<非木造建物積算>

■用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減 ■入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更 ■**煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決!**

<工作物・立木・動産・移転雑費>

■工作物…最新の附帯工作物調査算定要領に対応済み ■立木…**「調査書・算定書」が調査表入力と同時に作成ができ作業効率は抜群** ■用材林…項目区分別に集計が可能。複雑な基準適用や単価入れもスムーズ ■動産…調査エリア別に集計し、体積・重量別に台数の算出が可能 ■移転雑費…一連のシステムに連動し、集計表と連動します

サポートサービス



◆近畿支部主催による**システム操作研修会**を毎年行っています。実務レベルで使える研修を行います。さらに**令和3年より、Web方式の研修を開催し、好評を頂いています。**

◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ**専門スタッフが対応**します。

◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムの更新やメールによる各種情報のご提供等、**充実したサポートサービス**が受けられます。

補償実務者のアイデアが生かされた期待のシステムです

「近畿支部標準補償算定システム」は、近畿支部・補償システムIT委員会(旧・システム部会)が、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を重ね、様式の開発とシステムの監修を行った**近畿支部独自の補償算定システム**です。建物・工作物はもちろん、立木(庭木・用材林)、移転雑費の算定まで可能なシステムは、物件調査算定を行っている会員の多くが既に導入を済ませ、**会員に限らず年々に導入数が増え続けています。**

本システムは、**会員・非会員・官公庁様**を問わず導入頂けます。

導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部

TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816

「令和4年度 近畿支部第46回通常総会」を開催

令和4年度近畿支部通常総会は5月17日(火)大阪キャッスルホテルにおいて、来賓として国土交通省近畿地方整備局から池田 亨用地部長様、水谷 勝彦用地調整官様、山根 将史用地調査官様のご臨席を賜り、下記総会次第により開催されました。

＜総会次第＞

1. 支部長挨拶
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長の選任及び議事録署名人の指名
5. 議事
 - (1) 議案第1号 令和3年度事業報告承認の件

- (2) 議案第2号 令和3年度決算報告承認の件
〔監査報告〕
- (3) 議案第3号 令和4年度事業計画(案)報告の件
- (4) 議案第4号 令和4年度収支予算(案)報告の件
- (5) 議案第5号 近畿支部 役員改選の件

先ず、中村支部長から、「今年は役員の改選期に当たっており、本日の総会において会員の皆さまのご承認が得られれば、新しい体制で臨んでいくことになっています。今年も役員会活動、各委員会活動に積極的にご参加頂きますことをお願い申し上げます。





昨年の要望書におきまして「若手技術者、女性技術者の確保・育成」という内容が含まれましたが、これは補償コンに限らず広く建設業全般にも言えることですが、我々の業界におきましても「人材の確保と育成」が急務となっております。今年度は会員企業におかれましても、長期的な人材育成の視点に立ち「新たな人材の積極的な採用」と「補償業務管理士の未取得部門の育成」について是非チャレンジして頂きますようお願い申し上げます次第でございます。」

との挨拶があり、続いて、コロナ禍の影響で本部からの臨席ができなかったため、会長挨拶を炭田事務局長が代読し、引き続き、近畿地方整備局の池田用地部長様からは、近畿地方整備局関連の最近の公共事業に関するご紹介と共に補償コンサルタント協会会員に対する期待と激励を込めたご祝辞を頂戴いたしました。

その後総会は各議事の審議に入り、各議案とも原案どおり可決され、令和4・5年度の新しい役員を選出するとともに、大阪エンジニアリング（株）の中村雄一氏を支部長として本部に推薦する事を確認し、併せて副支部長について新支部長にその人事を一任する事が確認されました。

総会後の講演会では、コロナ禍の影響で1会員1名と参加者を限定した上で、奈良県 総務部知事公室 防災統括室の米津 浩幸様に「自衛隊の活動と災害救助」とのテーマでご講演をいただき、会員51名が聴講しました。

その後会場を移して、懇親会となり和気藹々の談笑のなか総会の全ての行事が閉会となりました。



来賓挨拶

国土交通省近畿地方整備局

用地部長 池田 亨



日本補償コンサルタント協会近畿支部通常総会にお招き頂き、ありがとうございます。

本日は、近畿支部様の第46回総会が開催されますこと、お慶び申し上げますとともに、皆様には日頃の国土交通行政への格段のご理解に、厚く御礼申し上げます。開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日本補償コンサルタント協会近畿支部様におかれましては、常日頃より適正な公共用地の確保に多大な貢献を頂いておりますこと、まず、この場をお借りし心より感謝申し上げます。

令和4年度における近畿地方整備局の当初予算は約1兆1千億円、うち直轄事業費は約3千億円となっております。

今年度予算の内容は、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を3本柱として取り組みを進めております。

そのような方針の下、用地費は約340億円が配分されております。

用地取得を効率的に推進するため、用地取得マネジメントの実施、土地収用制度の的確な運用による迅速かつ計画的な用地確保に努め、業務委託の適正化や品質確保、用地取得に伴う不正防止対策等にも引き続き取り組んで参ります。

私ども起業者として適正な公共用地の取得を実施していくためには、専門的な知識と高い技術力を有しておられる皆様のご協力が今まで以上に必要となって参りますので、引き続き良質で適正な成果の確保のため、技術力の更なる向上をお願い申し上げます。

最後に、日本補償コンサルタント協会近畿支部様の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

協会会長挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会

会長 坂田 隆史



近畿支部の第46回通常総会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、一昨年来、引き続きコロナ禍にあり、我が国においても依然として感染者数は高止まりしており今後も予断を許さない状況にあります。つきましては、当協会の各種会合についても感染防止対策を講じてできるだけ参加人員を絞っての開催となりますこと、まずご理解を賜りたく存じます。

さて、今年度の国土交通省の公共事業関係費は、5兆2,480億円が計上されており、これに令和3年度補正予算での1兆5,706億円を含めると6兆8,186億円の規模となっております。

また、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための五カ年加速化対策」において、令和3年度から令和7年度までの5カ年に追加的に必要となる事業規模は、政府全体で概ね15兆円程度を目途とされており、重点的かつ集中的に対策を講ずることとされています。今後において用地補償関係も、引き続き、一定の事業量が見込めるのではないかと期待されます。

ところで、昨年も7月の豪雨など、毎年のように大きな災害に見舞われ、また、最近では3月に宮城県、福島県において震度6強を観測する地震が発生し、大きな被害が出ております。

今後も、こうした多発する自然災害に当たって、会員の皆様が発災応急対策事業等において活躍されることは、補償コンサルタントの「国土の守り手」としての存在意義を存分に示すこととなるものであります。

会員の皆様のご努力に敬意を表するとともに、

復興支援協会と連携して実施する復興支援業務につきまして、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国の重要施策である所有者不明土地対策についてであります。所有者不明土地対策法の改正が行われました。本改正には、地域福祉増進事業の対象拡充、土地等の使用権の期間延長、対象土地の拡充などが盛り込まれています。このほか市町村において所有者不明土地対策計画や対策協議会の設置が可能となるなど、今後市町村の用地関係業務の支援が課題となって参ります。

また、従来の所有者不明土地連携協議会の活動内容を用地業務、地籍調査等の土地政策全般に拡充することとされました。当協会もこうした動きに呼応し、協議会の活動などを通じて市町村をはじめとする地方公共団体への浸透を図って参りたいと存じます。

このような様々な動きに対応していくためには、なんと申しましても技術力をより一層磨いていくことが肝要であり、不断の研鑽によりその向上を図ることが求められるところであります。

当協会と致しましても、今後とも技術力の向上や、担い手の確保・育成、働き方改革などの諸課題に向けて会員の皆様とともに力を合わせて前進して参りたいと存じます。

むすびに、近畿支部及び会員の皆様方の今後のさらなるご活躍、ご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

令和4年5月17日

【代読 近畿支部事務局長 炭田 光一】

支部長挨拶

(一社)日本補償コンサルタント協会近畿支部

支部長 中村 雄一



皆様こんにちは。ただ今ご紹介頂きました支部長の中村でございます。会員の皆さまにおかれましては、常日頃は近畿支部の協会活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

また本日は公務ご多用中にもかかわらず、国土交通省近畿地方整備局より池田用地部長様を始め水谷用地調整官様、山根用地調査官様にご来席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日の総会は、コロナ禍を考慮して人数制限をした上で開催させて頂き、ご欠席の会員からは予め委任状を提出して頂いております。

今年は役員の改選期に当たっており、後ほど新たに役員となっていた方々の紹介をさせて頂きますが、本日の総会において会員の皆さまのご承認が得られれば、新しい体制で臨んでいくことになっています。

これまでも近畿支部におきましては素晴らしい方々に役員になって頂き、各委員会にも研修委員会を始め補償業務委員会、総務委員会、企画・広

報委員会、親睦委員会等も皆様の会社から委員として参加して頂き、充実した支部活動と委員会活動を実施させて頂きました。今年もこれらの活動に積極的にご参加頂きますことをお願い申し上げます。

さて昨年の要望書におきまして「若手技術者、女性技術者の確保・育成」という内容が含まれていましたが、これは補償コンに限らず広く建設業全般にも言えることですが、我々の業界におきましても「人材の確保と育成」が急務となっております。今年には会員企業におかれましても、長期的な人材育成の視点に立ち「新たな人材の積極的な採用」と「補償業務管理士の未取得部門の育成」について是非チャレンジして頂きますようお願い申し上げます。

さて本日は盛りだくさんの議事内容でございますが、是非皆様のご協力を得まして、活発な議論とスムーズな議事進行ができればと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

妥協のない技術力で確かな信頼を獲得 総合補償コンサルタント

全8部門登録

土地調査 土地評価 物件 機械工作物
営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償



株式会社ファノバ

<http://www.fanova.co.jp>



◆ 有資格者 ◆

【補償業務管理士】(土調)6人 (土評)4人 (物件)16人 (機工)9人 (営特)7人 (事損)16人 (補関)6人 (総補)2人
【一級建築士】3人 【二級建築士】10人 【アスベスト診断士】1人 【測量士】4人

◆ 業務実績 ◆

- 土地調査・土地評価 / ・用地測量、登記簿調査・土地鑑定評価
- 建物・機械・工作物 / ・大規模工場の移転、構内改造 ・一般機械工場、自動車整備工場、造船所、化学工場、コンクリートプラント、砕石工場、製紙工場、食品工場、廃棄物処理工場、神社、寺院、小売店舗、ショッピングセンター、パチンコ店、ガソリンスタンド、養鶏場、養魚場、牧場、ゴルフ場、墓地、区分所有建物、一般住宅等の建物移転補償
- 公共補償 / 上水道施設、簡易水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、警察署、郵便局、放送局
- 営業補償 / あらゆる業種の営業廃止、休止、規模縮小、仮施設補償
- 立竹木補償 / 庭園、用材林、果樹園
- 漁業補償・農業補償・鉱業権補償
- 事業損失 / 建物の事前調査、事後調査、事後調査復旧費算定、水枯渇、日影、電波障害、騒音振動
- 補償関連 / 事業認定、裁決申請図書作成、補償説明、技術者派遣、点検業務

拠点一覧

本 社	〒530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2-1200 大阪駅前第2ビル 12階	TEL : 06-6344-0540 FAX : 06-6344-0605
神戸営業所	〒650-0022	兵庫県神戸市中央区元町通 3-17-8-302	TEL : 078-335-2424
姫路営業所	〒670-0065	兵庫県姫路市上手野 380-101	TEL : 079-299-1870
京都営業所	〒604-0985	京都府京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町 424	TEL : 075-255-5105
福知山営業所	〒620-0915	京都府福知山市字十二 68-1-101	TEL : 0773-33-9010
滋賀営業所	〒520-0802	滋賀県大津市馬場 2-6-12-301	TEL : 077-526-8310
奈良営業所	〒630-8244	奈良県奈良市三条町 487	TEL : 0742-20-0158
和歌山営業所	〒640-8256	和歌山県和歌山市土佐町 2-7-1	TEL : 073-421-3285

新役員紹介

新役員紹介

第46回通常総会にて選出されました、近畿支部の令和4・5年度新役員は次のとおりです。

令和4・5年度 (一社) 日本補償コンサルタント協会近畿支部役員名簿

(敬称略)

新・再	役職	氏名		会社名	役職(所属)	住電所話
再任	支部長	なかむら ゆういち 中村 雄一		大阪エンジニアリング(株)	代表取締役	〒550-0025 大阪市西区九条南2-18-16 電話 06-6581-2815
再任	副支部長	ただだ まさのり 武田 正典		(株)産業工学研究所	代表取締役	〒550-0012 大阪市西区立売堀3丁目1-14 阿波座ビル5F 電話 06-6541-5845
再任	副支部長	おがな ひろゆき 小笠 博幸		(株)ユニオンリサーチ	代表取締役会長	〒550-0003 大阪市西区京町堀1丁目6番2号 電話 06-6446-1801
再任	幹事	いまい のぶひろ 今井 信宏		(株)三和総合コンサル	代表取締役	〒535-0021 大阪市旭区清水1-5-21 電話 06-6951-6211
新任	幹事	しみず ひろかず 清川 弘和		内外エンジニアリング(株)	空間調査 技術部長	〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地 電話 075-932-4387
新任	幹事	まぎまか まこと 杉坂 真人		(株)公共補償設計	代表取締役	〒648-0093 和歌山県橋本市慶賀野280-1 森ビル3F 電話 0736-26-7011
再任	幹事	せお たくお 瀬尾 武夫		(株)宮本設計	代表取締役	〒665-0022 兵庫県宝塚市野上1-2-7 宮本ビル 電話 0797-71-0431
再任	幹事	そのだ じゅんや 園田 純也		(株)エンタコンサルタント	代表取締役	〒677-0015 兵庫県西脇市西脇205 電話 0795-22-2219
再任	幹事	ながい はるお 永井 晴夫		(株)西播設計	代表取締役	〒679-4161 兵庫県たつの市龍野町日山229-1 電話 0791-63-3796

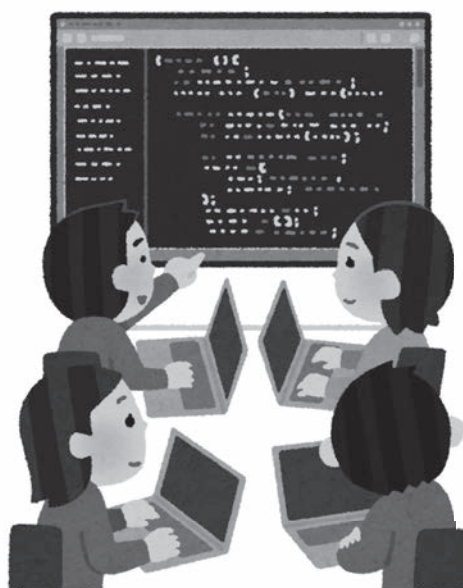
新役員紹介

新・再	役職	氏名		会社名	役職(所属)	住電 所話
再任	幹事	林原 繁樹 <small>はやはら しげき</small>		九頭龍測量(株)	代表取締役	〒912-0071 福井県大野市鍛掛第2号4番地1 電話 0779-66-1021
新任	幹事	久富 健治 <small>ひさとみ けんじ</small>		(株)ファノバ	技術第二部部长	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 大阪駅前第二ビル 電話 06-6344-0540
再任	幹事	水上 信也 <small>みずがみ しんや</small>		(株)コム建築コンサルタント	代表取締役	〒630-0223 奈良県生駒市小瀬町645番地 電話 0743-76-6644
新任	幹事	宮島 和彦 <small>みやじま かずひこ</small>		(株)新洲	取締役	〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺1-1-24 電話 077-552-2094
再任	幹事	吉田 照夫 <small>よしだ てるお</small>		(株)アイテクノ	代表取締役	〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-7-8 大昭ビル8F 電話 06-6889-4551
新任	監事	今中 健司 <small>いまなか けんじ</small>		(株)ケンセイ	取締役会長	〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1-18-22 電話 06-6323-6781
再任	監事	八木 文子 <small>やぎ ふみこ</small>		(株)信栄補償設計	代表取締役会長	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-14 電話 06-6947-1130
再任	相談役	松本 道彦 <small>まつもと みちひこ</small>		(株)サンコム	代表取締役会長	〒679-4003 兵庫県たつの市揖西町小神162番地6 電話 0791-63-1533

支部委員会と委員の紹介

各委員会の執行体制としては、本部常任委員会の近畿支部選出委員を支部委員会の委員長として委嘱し、本部常任委員会との連携及び情報共有を図るとともに、副支部長を各委員会の担当副支部長として配属し、近畿支部の委員会活動の充実を図ります。

- 総 務 委 員 会
- 補 償 業 務 委 員 会
- 補償システムIT委員会
- 研 修 委 員 会
- 企 画 ・ 広 報 委 員 会
- 親 睦 委 員 会



総務委員会

令和4・5年度の総務委員会は、担当副支部長が兼務する委員長以下6名の委員の体制で、近畿支部における次の業務を担当します。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 会員の入会・退会に関すること
- (3) 会員の表彰等に関すること
- (4) その他各委員会に属しないものに関すること

本委員会は、今まで同様に支部の筆頭委員会として、近畿支部の経営・運営方針や重要事項等について支部役員会へ提議するなど、支部活動全体に目配りをする重要な役割を果たしていきます。また、補償コンサルタント業界にとって喫緊の課題である人材確保・育成等に取り組んでいきます。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長・委員長			
武田 正典	(株)産業工学研究所		
副委員長			
瀬尾 武夫	(株)宮本設計	吉田 照夫	(株)アイテクノ
委 員			
今井 隆宏	(株)三和総合コンサル	竹下 裕之	(株)近畿地域づくりセンター
前本 利明	(株)三和総合コンサル	計6名	



補償業務委員会

令和4・5年度の補償業務委員会は、担当副支部長と委員長以下15名の委員の合計16名体制で、近畿支部における次の業務を担当します。

- (1) 損失補償基準等の運用上の問題点、改善点等の調査研究に関すること
- (2) 本部補償業務委員会における事業内容についての検討に関すること
- (3) 近畿地方整備局や近畿地区用対連等起業者との意見交換に関すること
- (4) 建物移転工法の選定等、補償理論に関する調査研究に関すること
- (5) 調査研究の成果作成、配布、研修に関すること

本委員会は、より補償業務の内容に的を絞った活動を行い、会員の知識・技術力の向上に寄与することを目指します。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長		委員長	
武田 正典	(株)産業工学研究所	水上 信也	(株)コム建築コンサルタント
副委員長			
久富 健治	(株)ファノバ	児玉 和也	大阪エンジニアリング(株)
委員			
大門 憲司	(株)コム建築コンサルタント	岡本 敏彦	(株)岡本設計
川本 雄介	(株)キミコン	坂 直昭	(株)三和総合コンサル
谷口美奈世	(株)西播設計	中嶋 佳一	(株)倉田総合鑑定
福井 俊郎	(株)播磨設計コンサルタント	福田 守	(株)宮本設計
古川 哲	(株)国土開発センター	松任 常宏	(株)産業工学研究所
宮本 恵司	(株)エイト日本技術開発	山田 岳史	(株)アイテクノ
計16名			



担当副支部長
武田正典



委員長
水上信也



副委員長
久富健治



副委員長
児玉和也



委員
大門憲司



委員
岡本敏彦



委員
川本雄介



委員
坂直昭



委員
谷口美奈世



委員
中嶋佳一



委員
福井俊郎



委員
福田守



委員
古川哲



委員
松任常宏



委員
宮本恵司



委員
山田岳史

補償システムIT委員会

令和4・5年度の補償システムIT委員会は、担当副支部長と委員長以下7名の委員の合計8名体制で、近畿支部における次の業務を担当します。

- (1) 近畿支部標準補償算定システムの開発研究・基準改正に伴う仕様変更の検討
- (2) 近畿支部標準補償算定システムの操作研修会の開催
- (3) 算定システムに係わる補償基準の実務的な運用及び調査
- (4) 補償業務におけるパソコン及びIT活用についての研究と提案
- (5) 補償業務における新技術の研究と提案

本委員会は、補償業務に関する様々なIT活用の提案を行っていきます。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長		委員長	
小笠 博幸	(株)ユニオンリサーチ	今井 信宏	(株)三和綜合コンサル
副委員長			
水上 信也	(株)コム建築コンサルタント	新田 武志	(株)国土開発センター
委員			
大西 隆介	(株)エイト日本技術開発	谷口 久司	(株)キミコン
中峯 英夫	(株)三和綜合コンサル	浜 晋作	(株)コム建築コンサルタント
			計8名



研 修 委 員 会

令和4・5年度の研修委員会は、担当副支部長と委員長以下11名の委員の合計12名体制で、近畿支部における次の業務を担当します。

(1) 研修・講習会の企画立案及び実施運営に関すること

本委員会は、会員をはじめとする研修会を受講された皆様の資質と技術力の向上をめざし、近畿支部の研修・講習会の企画立案及び実施運営を行います。今後とも会員の皆様方のご支援、ご参加をよろしくお願ひします。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長		委員長	
小笠 博幸	(株)ユニオンリサーチ	今井 信宏	(株)三和綜合コンサル
副委員長			
久富 健治	(株)ファノバ	宮島 和彦	(株)新洲
委員			
入江 芳久	(株)宮本設計	上丞 光男	(株)三和綜合コンサル
川本 雄介	(株)キミコン	銭谷 利之	(株)アイテクノ
谷口 久司	(株)キミコン	藤本 勉	(株)ファノバ
溝口 努	(株)コム建築コンサルタント	南 裕司	阪神測建(株)
			計12名



担当副支部長
小笠博幸



委員長
今井信宏



副委員長
久富健治



副委員長
宮島和彦



委員
入江芳久



委員
上丞光男



委員
川本雄介



委員
銭谷利之



委員
谷口久司



委員
藤本勉



委員
溝口努



委員
南裕司

企画・広報委員会

令和4・5年度の企画・広報委員会は、担当副支部長が兼務する委員長以下7名の委員の体制で、近畿支部における次の業務を担当します。

- (1) 関係機関への要望等に関すること
- (2) 補償コンサルタント業務の動向等に係る調査等に関すること
- (3) 『近畿支部報』の編集及び発行に関すること
- (4) 近畿支部及び会員専用ホームページの作成・管理に関すること

本委員会は、起業者に対する要望活動や近畿支部及び補償コンサルタント業界に対する知名度アップを目的とした広報活動を実施していきます。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長・委員長			
小笠 博幸	(株)ユニオンリサーチ		
副委員長			
杉坂 真人	(株)公共補償設計	林原 繁樹	九頭龍測量(株)
委員			
岡部 将享	(株)川上測量コンサルタント	澤田 常男	(株)澤田調査設計
華井 香里	(株)公共補償設計	前本 利明	(株)三和綜合コンサル
計7名			



親 睦 委 員 会

令和4・5年度の親睦委員会は、担当副支部長と委員長以下6名の委員の合計7名体制で、近畿支部の次の業務を担当します。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 親睦行事の計画立案及び実施運営に関する事

本委員会は、会員相互の交流と親睦を図るため、毎年恒例行事となった互留歩大会、イサギ釣り大会、イカ釣り大会さらに秋のハイキングなどの親睦行事の計画運営を行っています。会員の皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

(各委員 五十音順・敬称略)

担当副支部長		委員長	
武田 正典	(株)産業工学研究所	永井 晴夫	(株)西播設計
副委員長			
園田 純也	(株)エンタコンサルタント	清川 弘和	内外エンジニアリング(株)
委員			
今井 隆宏	(株)三和総合コンサル	今中 康生	(株)ケンセイ
山本 俊之	(株)山本総合補償コンサルタント	計7名	



業務内容

- 権利者確認調査
- 土地評価業務
- 建物等の調査積算
- 機械・生産設備
- 立竹木・庭園・墳墓等
- 営業・特殊補償
- 予備調査
- 移転工法案の検討
- 補償説明
- 事業確認申請図書作成
- 事業損失
 - 建物等の事前事後調査
 - 費用負担額の積算・説明
 - 日陰・電波障害・水枯渇等
- 振動・騒音調査、測定、設計

おかげさまで
59周年

補償コンサルタント
登録(第145号)

登録部門

- 土地調査
- 土地評価
- 物件
- 機械工作物
- 営業・特殊補償
- 事業損失
- 補償関連
- 総合補償

一般社団法人
日本補償コンサルタント協会会員

用地補償総合コンサルタント



株式会社 三和総合コンサル

<https://www.sanwa-sc.co.jp>

大阪本社

〒535-0021 大阪市旭区清水1丁目5番21号
TEL (06) 6951-6211 FAX (06) 6951-6244

姫路支店

〒670-0941 姫路市若菜町2丁目25番地
TEL (079) 226-5310 FAX (079) 226-5311

滋賀支店

〒520-0043 大津市中央2丁目1番6-102号
TEL (077) 522-2741 FAX (077) 522-2742

和歌山支店

〒640-8331 和歌山市美園町4丁目36番地
TEL (073) 402-2751 FAX (073) 402-2752

京都支店

〒607-8142 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号
TEL (075) 583-5730 FAX (075) 583-5731

奈良支店

〒630-8441 奈良市神殿町327番2-108号
TEL (0742) 50-1022 FAX (0742) 50-1023

九州支店

〒812-0014 福岡市博多区比恵町2番7号
博多東エース15階
TEL (092) 434-7134 FAX (092) 434-7135

「自衛隊の活動と災害救助」



奈良県 総務部 知事公室 防災統括室

参事 米津 浩幸

今ご紹介にあずかりました米津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。又このような機会を与えていただきほんとうにありがとうございます。ここにいらっしゃる皆さんはほとんどだと思いますが、自衛隊と言うのは別の世界と言いますか、身近に感じる機会というのはなかなかないと思います。テレビなど見て、何か災害派遣とかやっているなという点からしか見られたことしかないのかなと。たまに、伊丹の近くとか八尾の近くとか自衛隊の車が走っているというのが、皆さんが感じられる自衛隊の姿だと思います。私は昭和61年に防衛大学校というのを出て、それからずっと自衛官をやってまいりまして、パンフレットの後ろから3枚めくっていただくと、自衛隊の職種、主要装備品及び編成という欄があります。その一番左側の下のほうに施設科というものがあります。私はこの施設科の所属になっておりました。自衛官というのはこのページにあります4×4の16個の、職種と陸上自衛隊では呼んでおられますが、このいずれかに必ず属します。高校を卒業して自衛隊に入る方がいらっしゃいます。そうすると、最初に3か月間の教育を受けます。このときには、特に普通科とかそういうのは決まっておりませんが、3か月過ぎたところで、「あなたは、はい、普通科ですよ」となります。そのほか、普通科ですよとか野戦特科ですよとかそういうのが決まりまして、それぞれの部隊に赴任し

ていくというふうになっております。なんでそんなことをするかと言いますと、やはり、一つは人事管理上、そうしないとなかなか人事管理ができないということ、やはり我々、簡単に言うと軍隊ですので武器などを扱うのに適正な人員がいないといけないんですね。戦車乗りが少なかったら困りますし、大砲を打つ人が少なかったら困りますので、陸海空自衛隊は年間9,000人くらい採用しておりますが、9,000人のうち例えば3,000人は普通科ですよとか、500人は施設科ですよとかそのように枠を決めておまして、それぞれに応じた人員を配置しているというようにしています。ただちょっと特殊なのが右下のほうで、音楽隊とありますが、音楽隊はちょっと珍しいところでして、職業で音楽ができるという方はなかなかいらっしゃらないんですね。有名な交響樂團とか入っていらっしゃる方も日常は音楽教えておられたりとかをやられて糧を得られたりしておられますが、自衛隊の音楽隊に入ることによって公務員として入った瞬間から定年までずっと音楽で暮らしていけるんですね。そういう意味ではなかなか珍しい職域と言いますか、職種と言いますかそういうところがあります。どうやって採用するかというと、例えばトランペット今年は5人とかがクラリネット3人とかが、太鼓を2人とかがそういうようにして採用します。従って最近はものすごい倍率が高いですね。トランペット奏者、例え

ば年間5人の採用という年度の場合、普通の高卒のブラスバンド部ではなかなか合格できなくて、やはり音大を出た方とかそういう方が今入ってきておりまして、音楽科というところは非常に高学歴と言いますか、そういうところになっています。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、この中部方面隊というところには歌姫の鶴(つぐみ)というのがありまして歌でちょっと有名になっております。このように、今は音楽科卒も採用するようにしておりまして、歌でも自衛隊員の士気向上、自衛隊のPRに貢献していこうというようにしています。このページのように16個ありますけど、16個の機能のすべてを持っているのが師団です。よく戦記物とか読まれる方もいらっしゃると思いますが、司馬遼太郎の世界とか、その中では師団という表現がよく出てきますが、この16個の全てを持っているのが師団と言います。従って自衛隊は自己完結型の組織だと言いますが、これ全部持っていますので、師団はですね、自分で何でもできるということになっています。

今日はですね、大きく自衛隊は何で存在するのみたいな話から、自衛隊の先ほどちょっとご紹介しました師団はこんなんですよとか、皆さんが今後テレビとか見るうえで基礎的な知識になるようなですね、お話をさせていただけたらなと思っています。それと最後に私、奈良県から来ておりますので、ちょっと奈良県のPRと言いますか、私が今担当しています大規模広域防災拠点というのを今、五條市に一生懸命作るようなことをしておりますが、今日来られている方の中にもお世話になった方が多分いらっしゃると思うんですが、そういったご紹介をさせていただければと思います。

先ほども司会の方からもご紹介していただきましたが、私は東日本大震災と紀伊半島大水害に災害派遣で行ってまいりました。東日本大震災、ちょうどその頃はだいたい400人くらいの部隊の長をしておりまして、皆さんもご存じの金曜日に発災しましたので、それから準備をして日曜日には東北の遠野というところに、釜石市のすぐ隣ですね、遠野というところに行きまして、月曜日には



現場に入って釜石市とその隣に大槌町という町があるんですけれどもそこで活動しました。紀伊半島大水害の時は同じ年の9月4日に土砂崩れが起こりまして、その時は私、奈良県の災害派遣を担当する隊長をやっていたので4日に行っただんですけれども、ちょっと私、お酒が好きなので、3日から実は夜飲んでいまして、いきなり1時くらいに電話がかかってきて、災害派遣です。そのまま現地に直行して、十津川村、五條市というところに行ったという覚えがあります。その後ずっと一カ月半くらい十津川村と五條市で暮らしていたというのが実態です。そういったご縁で奈良県庁に再就職しまして、今やっておりますが、就職してすぐに大阪北部地震が起こりまして、奈良はあまり被害がなくてですね、大きなことにならなかったんですけれども、そういったところで活動したということです。この画面はちょっとご紹介ですけれども、これ大槌町という町の写真でして、このように津波で一つ

の町が完全にやられているんですね。現場に行きますと、ちょっと当時の話をしますと、死体がごろごろしてしていました。津波というのはこうなるんだなという体験をしました。初めての土地で初めてのところですので、大久保駐屯地からの前進となりましたので、一回一回人を集めて次はこうやるぞ、というのをやはり途中途中で示さないとなかなか隊員がついて来られません。大久保駐屯地という宇治市にありますけれども、そこを出発したときに、まずどういう命令を受けたかと言うと、「仙台に行け、仙台に行け」ということです。「仙台のどこですか?」「まあいいからとりあえず仙台に行け。仙台に行くうちに行き先を示すから」と言われました。当然、無線機を持っていますので、「はい」と言ってそのままとりあえず仙台に向かいました。途中途中でですね、「次はどこ行くぞ」「どこ行くぞ」と次行くところまで示さないといけません。次の駐屯地はどこに休憩しますか、というのも、さすがに5時間も6時間も運

<補償コンサルタント>・<不動産鑑定評価>

確かな技術力、専門能力の向上、問題解決のための高い価値観をもって、社会への貢献を果たします。

★補償コンサルタント

[登録部門]全8部門

- ◆土地調査部門
- ◆土地評価部門
- ◆物件部門
- ◆機械工作物部門
- ◆営業補償・特殊補償部門
- ◆事業損失部門
- ◆補償関連部門
- ◆総合補償部門

★不動産鑑定評価

- ◆一般鑑定評価
- ◆賃料鑑定評価

★その他

- ◆補償理論研修講師

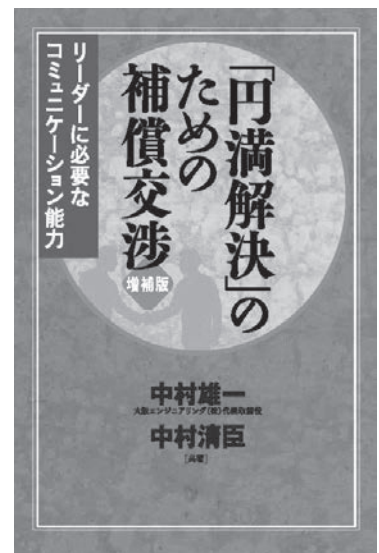


大阪エンジニアリング株式会社

■本社 〒550-0025 大阪市西区九条南2-18-16
TEL:06-6581-2815 FAX:06-6581-4878

支店等

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 京都支店 | <input type="checkbox"/> 奈良支店 | <input type="checkbox"/> 兵庫支店 | <input type="checkbox"/> 滋賀支店 |
| <input type="checkbox"/> 和歌山支店 | <input type="checkbox"/> 姫路営業所 | <input type="checkbox"/> 京都南営業所 | |



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
B6判 192ページ 定価2,000円(税込)
ご注文は、FAXあるいはE-mailにてお申し込みください。
FAX:06-6581-4878
E-mail:infoe2815@o-e.co.jp

転しっぱなしというわけにはいきませんので、途中途中で示しています。着いたら、まあ画面のこんな感じですね。まだ雪も残る3月13日14日でしたのでこういう活動をしていました。これは遠野市というところで、釜石市と大槌町というところなんです、リアス式海岸でして、リアス式はやっぱり津波の被害がもうひどかったですね。入り江が全部やられるというのを見てまいりました。

話が変わります。自衛官がこの時期にここで話をするとするのは、やはり皆さん、ウクライナの情勢をちょっと見るうえでの視点といいますか、ただテレビを見て悲惨だなとかかわいそうだなというだけではなくて、こういう感じでみていただくといいなということをちょっと今回ご紹介させていただきます。

それで、基礎的なことを皆様にちょっとご理解いただければなと思っておりますので。今、ウクライナの戦いでいろいろな言葉が出てきています。例えば砲弾、ミサイル。違いは分かりますか。砲弾だったとか、ミサイルが飛んできましたとか言いますが、違いは分かりますか。あるいは地対地ミサイルとか、地対艦ミサイルとか、あるいは巡航ミサイルとか弾道ミサイルとかいろいろな言葉が、解説者の方から出てきます。防衛省というと防衛研究所の兵頭部長とかですね、ああいう方からいろんな言葉が出てきます。例えば砲弾とミサイルでは何が違うのか。砲弾というのは弾と火薬が別なんです。よく戦争映画でぱっぱと銃を撃つと薬莢がぴょんぴょんと飛び出しますね。空薬莢が。ああいうふうに薬莢を燃やしてそれを爆発させて前にある弾を押し出すというのが砲弾と言います。それに対してミサイルというのは自らロケットと一緒にですね。日本がよく鹿児島の方でロケットを打ち上げますが、あれと一緒に、その全部の中に推進燃料が入っていてそれ自体が全部飛ぶというのがミサイルと呼んでい

ます。そこに違いがあります。地対艦ミサイルというのは何かと言うと、地上にあって、船に対して撃ちますというのを地対艦ミサイルと呼びます。この前、黒海のところで、モスクワというロシアの旗艦がやられましたけども、この地対艦ミサイルでやられました。このミサイルは地上、ウクライナの地面の上であって水の上にいる艦艇を撃つミサイル、これを地対艦ミサイルと呼んでいきます。地対空ミサイル、地上から空に向けて撃つのは地対空ミサイルといいます。艦対艦ミサイルですとか、空対空ミサイルとか、戦闘機と戦闘機の戦いが空対空ミサイルでありますね。そういうふうに呼んでいます。一方、巡航ミサイルとか弾道ミサイルという言葉も聞いたことがあると思いますが、巡航ミサイルというのは、普通に飛行機のように飛ぶのが巡航ミサイルと言います。弾道ミサイルと言うのは書いてある通り、例えばホームランを打つようにボールをびよんと撃って弾が放物線を描くように飛びますけれどもそれを弾道ミサイル、弾が飛ぶような道筋を通るということで弾道ミサイルと呼びます。どっちが精度がいいのかというと、精度はほとんど変わりません。どっちも今はGPS付きの弾ですので。ただ一般的には遠くへ飛ばすにはホームランと一緒に、やっぱり弾道ミサイルがいいですね。近頃、北朝鮮が撃つのは弾道ミサイルと言いますが、遠くに飛ばすにはやっぱり弾道ミサイルがいいです。巡航ミサイルというのは空気が濃い、地面からあまり離れていないところを横に飛びますので、あまり遠くまで飛べないんですね、燃料の関係で。従ってロシアの本土からよくポーランドの国境まで、今ロシアがミサイルを撃っていますけれどもほとんど弾道ミサイルですね。テレビを見られるときに、こういった知識を持って見られるとまたちょっと理解が進むのかなと思います。

ロシア軍とウクライナの話の続けさせていただきますが、これは防衛省のホームページにある画像なんです。これを見ていただくと、ロシアはで

すね、33万人の陸軍、202万トンの船、船の総トータルです、202万トンある。1,380機の作戦機を持っていますというのを表しています。イギリスは例えば陸だけでいくと8万人、フランスは11万人、ドイツにいたっては6万人しか陸の兵力がありません。ロシアは33万人。イタリアは10万人くらいですね。これが今ヨーロッパの現状です。では、ウクライナとロシアの戦力をちょっと比べてみたいと思います。日本地図にウクライナの地図を重ねているんですが、ここが鹿児島でここが青森ですね。このブルーがウクライナの地図です。日本はですね、37万8千平方キロです。ウクライナはなんと60万平方キロ。日本の1.6倍の国土があります。なかなか地図はいつもこう、ワイドショーとかNHKニュースの地図は小さく出るものですから画面に全部の国が入るように。ちょっと小さいのかなと思いますけども、私もよく調べたら日本の1.6倍というのをみてびっくりしたんです。それくらいの距離感なんですね。日本には1億3千万の人口がいますけれども、ウクライナは4千400万といわれています。そのうちのもうすでに600万人くらいが国外に避難したといわれています。そういうのが今のウクライナとロシアの状況です。

ここがキーウです。ここがマリウポリ、この距離ですね。どれくらいなのかなと思ったら、なんと大阪市から計るとだいたい仙台、盛岡の間くらいの距離です。ですからマリウポリがやられていると言って、キーウは結構普通に車が走っている映像が出たりしますけれども、あるいはいろんな国の人がですね、この前イギリスの首相が行ったりしていましたが、意外と国境まで離れているんですね。それは仙台から北のだいたい盛岡くらいで戦争をしていて大阪ではイギリスの首相が来て話をしているという、そういった距離感です。ですから、戦争はしていても首都は意外と、たまにミサイルが飛んできますけれども、そんなには

たばたしてないというところがわかると思います。それをいつもワイドショーとかNHKニュースとかは小さな地図を写すものですから、すぐ近くでドンパチしているように見えますけども、やっぱりそういった距離感が大切ですね。製鉄所の人たちが全員ロシアに連れていかれたという報道が流れましたけれども、だいたい盛岡くらいにいて戦いをしていた人たちが、青森に連れていかれたというような距離感ですね。ですので、キーウにいる人たちにはあまり直接的な、戦いの匂いと言うか、そういったものがあまり伝わってこないんだと思います。我々も盛岡で何か起こっているとされてもなかなかピンとこないですね。盛岡まで行くとなるとまた時間もかかりますし。そういった距離感になります。

これがロシアとウクライナの兵力の比較です。だいたいロシアが1億5千万人くらいの人口に対して先ほど言いました4千万人くらいの人口です。面積は60万平方キロとして1710万平方キロですから全然比べものにならないです。またロシアは公的には33万人くらいの陸上の兵力が記載されています。ウクライナは14万人くらいいるといわれています。結構、両国はとんとんの兵力なんですね。なんでとんとんかと言うとロシアはいろんな国境を接していますから、中国からインドの方からずっとですね、その兵力をゼロにはできないんです。さすがに、全くゼロにするわけにはいきませんので、ウクライナ正面にまわせる兵力というのは100%は転用できないんですね。回せてもやっぱり半分くらいなんです、感覚的に。どんなに転用しても6割程度だと思えます。そうするとピークでも18万人くらいなんですね。33万人ですから。ですのでほとんど回せる兵力は転用しているじゃないのかなと思っていました。びっくりしたのは、海上202万トンあります。ウクライナは25万トンですから、すごいロシアは多いんですけども、まあこれもロシアは黒海だけではなくて、北極海の方にも持ってい

ます。こちら当然ですね、日本の北の極東の方にも船を持っていますので、そうするとそんなに無茶苦茶ロシアが優勢かと言うとそうでもないんですね。ただ無茶苦茶優勢なのはこの戦闘機ですね。ウクライナは70機しかないと言われていて、ロシアは1380機ありますのでこれは20倍くらい差がありますんでやはりその点においてはロシアは有利かなと思っています。

またテレビのワイドショーの話に移るんですけども、よくこんな映像が出ます。ビルを破壊した、3月の頃よく出ました。あるいはこんな映像も出ますね。マンション1棟ごとごとく壁がやられているという。何が違うと思いますか。

これは、弾の種類の違いによるんですね。私も現場を見てないので確実には言えませんが、やはり戦車とか大砲というのは、やはり弾が小さいので点でしか物を壊したり攻撃したりでき

ないんです。ですが、東京大空襲みたいに航空機で絨毯爆撃のようにすると、やはり面で敵を攻撃しますので、このようにマンションも面でやられてしまうんですね。火薬量が全然違いますから、500ポンド爆弾とか1,000ポンド爆弾とかそういうのを聞かれたことがあると思うんですけども、そういう中に入っている火薬量、1,000ポンドだと450キロということですから全然火薬の量が違うんですね。そうするとやはりマンションの前庭に落ちるとマンションの全面がやられてしまう。簡単に言うとどれくらいかということですね、これ戦車の弾です。だいたい人が抱えられるくらい。これ実際の戦車の弾ですが、しかもちょっとこの黄色ところ、先ほども言いましたが、ここが爆発してこの前の方が飛んでいくんですね。ですのでさらに小さくなるわけですね。一方、こういう戦闘機とかの下についている爆弾は、ちょっと見づらいたんですけども、大人の体一人分くらいですね。ですので、もう薬量というか、火薬

補償コンサルタント業務の必需品

テクノ補償システム

☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！



代表取締役 奥嶋 一文

＜事業内容＞

- ◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工
- ◆ソフトウェアの開発・販売
- ◆ハードウェアの開発・販売
- ◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育
- ◆コンテンツの作成

＜熊本本社＞

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17番43号

TEL 096-358-5100 / FAX 096-358-5109

URL <http://www.techno-corp.co.jp>

＜東京営業所＞

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町5-8
浦和Aビル3F

TEL 03-3438-2927 / FAX 03-3438-2928

量が違いますので先ほどのような結果になります。ウクライナとロシアの戦争はこういった視点では是非今後画面を見ていただくと違いがわかるのではないかと思います。最近、ピンポイントでやられたのは実はこの辺に戦車がいるんだと、マンションだとか全面やられているのは多分空爆でやられたんだと違いが、見えてくると思います。近頃空爆でやられたというのはあまり出て来ないですね。それだけウクライナ軍がヨーロッパの国からいろんな装備を頂いて航空機が飛んで来たら撃ち落とせる能力を持ってきたからだと思います。

次に、なかなか話が自衛隊までいかないですけど。次はアジアの状況を見ていただきたいと思えます。先ほど、例えばイギリスは8万人、ドイツは6万人、フランスは11万人という話をしています。アジアでは北朝鮮は110万人います。中国は97万人います。インドはなんと124万

人の陸軍がいます。韓国ですら46万人の陸軍がいます。一方日本は14万人ですね。これが今のアジアの現状です。よく日本の防衛費は高いんじゃないとか、イギリスと同じ島国なのに8万人しかいないんだよと言う方がいらっしゃいます、いろんな評論家の人でもですね。イギリスは8万人しかいないのになんで日本は14万人もいるんだと。ただ見てください。イギリスの隣はフランスです。そのちょっと北はドイツです。絶対攻めてこないですよ。イギリスにフランスが攻めてくるなんて考えられないです。例えばドイツが攻めるなんて絶対考えられないです。ですが、日本の隣には北朝鮮がいます。なんと110万人の軍隊を持った。尖閣諸島の先には97万人の軍隊を持った中国がいます。やっぱり同じ島国でもイギリスの立場と日本の立場は違うんですね。そういうのをなかなかご理解頂かないでイギリスは8万人しかいないんだよってことを言われる方もいますけれども、やはりイギリスと日本の置かれ



当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けできるシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムーズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証の正確さの両面で信頼を得ています。

それは経験豊富なスペシャリスト集団の自由な発想と即応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極的に取り組んでいるからです。

あらゆる補償業務を一貫してお受けします。

用地補償総合コンサルタント 特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査
環境アセスメント・都市開発総合計画

EIL 株式会社 産業工学研究所

本社 大阪市西区立売堀3-1-14
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

東京支社 神奈川県川崎市多摩区登戸2258
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

奈良営業所 TEL 0742-30-2105
和歌山営業所 TEL 073-402-1581
京都営業所 TEL 075-353-9515
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

東京営業所 TEL 03-3364-6450
横浜営業所 TEL 045-909-5270

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町251
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369

九州支社 長崎県佐世保市矢峰町90-4
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

た環境が違うんだというところをご理解頂ければ
なと思います。これがそれぞれの比較の表ですけ
れども、中国は97万人ですね、韓国は46万人
いて、日本は14万人です。海上戦力は中国は日
本の4倍持っています。212万トン、日本は
51万トン持っています。作戦機は日本の350
機に対して2,900機、中国は持っています。こ
れくらいの差があるんですね。ここから今、日本
の置かれた状況ですけども、中国、よくこれは普
通に見る地図ですね。中国の領土はこのブルーで
囲った地域が中国です。日本はここですね。北朝
鮮、ここで97万人くらいの軍隊を持っていると
いうのが今の中国です。これをですね、北京を中
心に見ていくとこんな地図になります。これは樺
太、これはロシア領ですね。千島列島はロシアが
持っていますね、現実には。次に北朝鮮がこの海岸
線を持っています。韓国はこの海岸線を持ってい
ます。中国の海岸線というのはこの点線のここだ
けですね。ここから先はベトナムの領土。北京が
ここにある。どうでしょう。さっき212万トン
の海軍を持っていると言いましたけれども、北京
から見ると、日本の位置はすごい邪魔ですね。
これは台湾ですけども、台湾も邪魔ですね。これ、
フィリピンです。フィリピンも邪魔ですね。日本
はほんとうに目障りなところにいますね。なか
なか太平洋に出て行こうとしても日本と台湾とフィ
リピンが邪魔をしているというような形になって
います。

この画面はですね、赤丸を入れましたけど、以
前まで陸上自衛隊のあった本土の最南端はここ
に国分駐屯地というのがありますが、ここは九州
の陸上自衛隊の最南端ですね、本土の最南端
です。次はこの那覇に陸上自衛隊がぼつと一
個あったんです。これだけだったですね、以
前は。ほんの20年前くらいまで。中国の立
場から見るととてもいいですね。よくこの間
を抜けて中国の艦船が太平洋の方に出て行
ってますけれども、ここにあって丸をしてい
ますけど。ここは南沙諸島と呼ば

れているところですよ。たまに話の中に南沙諸島
という言葉が出てくる。聞かれたこともあると思
いますが。ここも中国の領土だと言ってます、中
国は。ちょっと考えられないですね。中国はこ
までしかないんです。ここはフィリピンなん
です。なのにここにある島々は中国のものだと言
っています。実際にもうすでに滑走路を造りまし
た。そして軍隊が常駐しています。これが中国側
から見た太平洋の実態です。それで、日本も、こ
れはいかんということで、2019年には奄美大島
に部隊を作ります。2016年、17年、18年
には沖縄に戦闘機の数を増やします。2019年
宮古島に駐屯地を作ります。2016年には与那
国島にも作っています。今年、2022年の年度
末には石垣島にも作ります。こうやって中国が
海洋進出しないような体制をつくらうとしてい
ます。そうすると、丸の数が増えまして、この
鹿児島から沖縄諸島にかけて中国に好きなこ
とをやらせないという体制ができあがっていく
ようになっていきます。このバツがですね、ア
メリカ軍の基地を指しています。青森県の三
沢に米軍の空軍の基地があります。F-16
とかが駐留していますね。ここはアメリカの
海外の基地としては最大の横須賀基地があり
ます。第7艦隊がいます。ここにはアメリカ
の海兵隊が岩国にあります。そしてここに東
洋一の飛行場と言われる、なんと羽田空港の
2倍の敷地面積を持つ嘉手納という基地があ
ります。見てわかる通り、中国からは、非
常に目障りですね。沖縄に嘉手納という米軍
基地があります。地域的になかなか米軍は出
ていけない、あるいは日本としても出て行
ってほしくないというポイントはここにある
んだと思います。もしこの米軍基地がなくな
ると、この沖縄周辺の海は中国のやりやす
い海というか、中国の意思がとて
も通りやすい海になる可能性があるん
ですね。米軍基地がここにあるからこそ、
中国もなかなか好きなことができない
です。以前フィリピンに二つの米軍の基
地がありまして、クラーク空軍基地とい
うのとスービック海軍基地というのがありまし

た。それが2010年に撤退しましたら、撤退したすぐ2年後にここに、この南沙諸島は中国のものだと言って中国は出て来たんですね。なので、ここに軍隊というか、そこに基地を作ることによって力を発揮するとか、そこは全体として力の空白になってはいけないんだと思っています。

続いて、自衛隊の現状です。今の中国とロシアの続きになるんですけども、このグラフはですね、航空自衛隊がスクランブル発進した回数です。国籍不明機が領土、領空、領海を侵入してきましたら、F-15、あるいはF-2がスクランブルと言って日本の領土に入れないような行動をします。その回数がどんどん今あがってきてまして、年間ピークで1,200回くらいです。1,200回ということは一日3回ということですね。それくらいの頻度でロシアの航空機、あるいは中国の航空機が来ているというのが今の実態です。それを近畿の近くですと小松基地とかまた、福岡にある築城基地ですとか、そういったところから出て行っています。関東ですと百里基地というところがありますけれども。そういったところからF-15が発進して、ここから先は日本の領空だから入るなということをしています。2011年は東日本大震災が起きました。そしたら、前年は、2010年は420回だったのが2011年には600回に上がっているんですね。日本が東日本大震災でちょっと傷んでいるときに、中国とロシアは前年の1.5倍の飛行機を飛ばしてきているんです。それが世界の实態と言いますか。現実です。この画面の、黄色いのがロシアの戦闘機の飛んだ跡です。赤いのが中国の戦闘機の飛んだ跡です。向こうは分かっているんですね。ここは日本の領土だということを、だから全部すれすれを通っているんですね。例えば、福岡の対馬ですけど、その間にちょっとした領空の空白があるんですけど、その間を飛んでくるんですね。だからロシアも中国も日本の領海領空はどこまでだと理

解しているんです。やっぱりそこの中に入らない範囲でぎりぎりのところをこうやって飛んでいるんですね。入るぞと見せかけて日本がどのくらい反応してくるんだというのを日々見ているというのが実態です。

先ほどからちょっと日本の陸上自衛隊はどのくらいの隊員がいるんですかということで、14万人と言っています。実は陸海空の自衛隊の定数を足すと24万7千人いますが、実態は23万2千人です。充足率は94%ということになっています。先ほどから陸上自衛隊は14万人と言っていますが、実は定員としては即応予備自衛官を加えて15万人分あるんですけども、実態として14万人しかいないというのが実態です。なぜかというのは二つ理由がありまして、人がなかなか陸上自衛隊に入って頂けないというのが一つと、予算の縛りがありますので、隊員にそれぞれお給料を払わなければなりませんので、防衛費の中で当然それは賄いますので、毎年毎年、財務省と話をして、人件費はこのくらいの予算でいきましょうというのを決めていきます。そうするとだいたいこれくらいしか人は採れないですよというのが二つ目。予算の側面と募集が厳しいという側面の両面があります。従って、例えば陸上自衛隊ですと、14万人の定員で93%くらいの充足率でやっているというのが今の実態ですね。

ここからは、それぞれの陸海空の自衛隊は日本の国土でどのように配置されているのというところをちょっと見ていきたいと思います。これ陸海空を合わせて書いていますので、ちょっと見づらい図になっていますが。陸上自衛隊は大きく5つに分かれています。北海道、東北、関東甲信越、中部から中国四国まで、あと九州沖縄地区というふうに5つに分けて日本を管理しているというか、それぞれ敵が入ってこないようにやっている。海上自衛隊はというとこれも5つありまして、青森県にあります大湊、京都にあります舞鶴、長

崎にあります佐世保、広島、そして神奈川の横須賀、この5つでもってそれぞれの警備をしている。5つで日本海あるいは太平洋側を区分してそれぞれのところを警備しているというふうになっています。そして航空自衛隊は4つに分かれています。千歳を中心とする北部航空方面隊と、百里ですとか小松を中心とする中部航空方面隊と築城とか新田原がありますけれども、西部航空方面隊。そして沖縄にあります南西航空方面隊の4つをもって日本の空を守っているというのが今の実態です。やっぱりそれぞれに特性があります。例えば、これ航空自衛隊がどこにあるかというのを指していますが、航空自衛隊は比較的全国に均等に置いています。しかもちょっと辺境なところに、例えば北海道に地図でいくところというところに。私も具体的な名前が出てこないんですけども、青森ですとか、下北半島の先とか、津軽半島の先とかですね、佐渡島とかいろんなところに航空自衛隊の基地を置いています。これはなぜかと

言うと、航空自衛隊の仕事は敵が来るのを空で守りますので、日本の領土のできるだけ一番外に置いてレーダーを見ているんですね。365日レーダーを見えています。敵の飛行機が来たら、F-15が出て行って日本の領土を守っている、領空を守っているというふうになっております。従って見て分かるように、九州ですと、九州の外側に置いています。本州でも外側に置いています。こういうふうに置いているんですね。レーダーをずっと365日見て、それを中央に送って中央からF-15飛びなさいというような命令を出しているというのが実態です。

次は海上自衛隊です。やっぱり旧軍の流れを継ぐところがありまして、ある程度固まっているんですね。海上自衛隊は港だけではなくて航空機もたくさん持っています。従って、港+航空基地というのをたくさん持っていてその分、先ほど航空自衛隊で言ったレーダーというふうなものを



建設コンサルタント <https://www.naigai-eng.co.jp>

内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 池田 正

補償コンサルタント登録 補30-第150号
登録部門 土地調査/物件/営業・特殊補償/事業損失

本 社	〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地	TEL: 075-933-5111(代)
	<空間調査技術部・補償課>	TEL: 075-932-4387(ダイヤルイン)
支 社	大 阪 TEL: 06-6221-3081	東 京 TEL: 03-5818-5760
支 店	東 北 TEL: 022-217-3811	中 部 TEL: 053-580-3870
		中国四国 TEL: 082-243-4581
関連会社	内外エンジニアリング北海道(株) 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3番地(パークイースト札幌)	
	TEL: 011-271-8511	https://www.naigai-eng.co.jp/hokkaido/
	(株)内外測技	〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地
	TEL: 075-924-3773	https://www.naigai-skq.co.jp

持っています。トータルだいたい60くらいの基地を持っているというところなんです。しかもやはり満遍なく海上自衛隊を置かないと海でなんかあったときに、例えば船が沈んだりしたら助けに行かないといけないのでそういう意味では海上自衛隊は満遍なく日本海側も太平洋側も置いているというところなんです。

陸上自衛隊です。なんと陸上自衛隊は全国に163あるんです。駐屯地が。163個あるんですが、私のいる奈良県には1個もないんです。今そういうところもあって一生懸命頑張っているんですが、見ていただくと満遍なく陸上自衛隊を置いています。やはり旧軍の土地を使うところが多かったり、昔の工場跡地ですね、そういったところを戦後、自衛隊ができるときに払い下げてもらって作っているというところが多いです。ただ旧軍、昔の軍隊の土地は比較的いいところにあるんですね。例えばですけど、新潟に上越市というところがありますけども、上越市はお城の中に駐屯地があります。新潟市の北に新発田市というところがあるんですけども、そこもお城のど真ん中が駐屯地になっています。古い地方の都市に行きますと、そういう町の中にですね、自衛隊の駐屯地があるところが多いですね。それ以外は、例

えば大久保なんかは古い工場の跡地に駐屯地を作りました。航空機を作っていたところの跡地に駐屯地を開設しました。そういうふうにして162個、今、石垣島を入れると163個の駐屯地を作ろうとしています。14万人しかいないので、14万で160いくつを回ると1個の駐屯地に1,000人いないんですね。だから非常にそういう意味では駐屯地の維持は苦しんでいます。北海道には36駐屯地があるんですが、昔ソ連と言われた時代は36個駐屯地があってそれでも少ないと言って作ろうとしていたんですけどもソ連が崩壊してロシアになった時に、36個は多すぎるから20個ぐらいにしようということで中央の方では話をしていたらしいんですが、いまでも36個の駐屯地、分屯地があります。

ここからは陸上自衛隊はどうなっているのというところをご紹介させていただきます。先ほど駐屯地が163あると言いましたが、それを5個の方面隊というもので区分して持っています。方面隊は方面総監、なかなか総監と名前がつく人は国の機関では少ないんですけども、方面総監と呼ばれる人がトップでおります。全国で5人のトップの人がいると、そういう形になっています。我々軍隊ですから、やっぱり軍隊は一人の指揮官の元



補償コンサルタント 株式会社 サンコム

代表取締役 松本靖吾

本社 〒679-4003

たつの市揖西町小神 162-6

TEL 0791-63-1533 FAX 0791-63-4179

E-mail : info@kk-suncom.co.jp



3つのCOMで社会に貢献します

Communication Computing Combination

ホームページ : <http://www.kk-suncom.co.jp>

に命令を発令する形、ピラミッド型じゃないとやっぱりうまくいかないんですね。一人の指揮官が命令して、その命令に全員が従うというのがやっぱり軍隊の仕組みになっていますので、5個の方面隊というのをもっていて、全国規模で、いざ何かあった時にはこの5個を束ねる人を決めてその人の命令の元に動くというようにしています。5個の方面隊のそれぞれに師団というものがあります。師団というのは一番最初に言いましたが、普通科ですとか野戦特科ですとか、私がいた施設科、通信科、音楽科、需品科、武器科とか、職種と呼んでいますが、全部もっているのは師団と言います。従って師団は何でもできるんですね。師団長がヘリコプターを出せと言えばすぐ飛んでくるし、弾を撃つと言えばすぐ弾を撃つし、というような形になっています。それを陸上自衛隊は15個持っています。だいたい多い師団で7,000人くらい。少ない師団で5,500人くらい隊員がいるのが師団、旅団というのは4,000人くらいですけどもそういった組織を持っています、それを全国に15個持っています。それに都道府県を担任させています。北海道には4つあります。東北には2つあります。関東甲信越には2つあります。中部から中国四国までで4つあります。九州沖縄で3つあります。そういうふうに分けていまして、それぞれこの県はこの師団、旅団長が担当しなさいというように決めています。そして、その与えられた場所に、敵のミサイルが飛んで来たら、そこを守るのも師団長の役目ですし、災害派遣という事態が起こってもその師団長の仕事になっています。この関西の2府4県は、第3師団という管轄になっています。第3師団長という一人のトップの人が2府4県を担任しているということになっています。例えば、中部の三重で愛知とか石川県とか福井県とかは第10師団というところが担任しています、10師団長という人がトップでいます。中国5県は13旅団長という人が担任していますし、四国4県は14旅団長という人が担任しています。そこへミ

サイルが飛んできたり、災害が起こったりすると、その師団長あるいは旅団長が対応するというようになっています。2府4県を担任する第3師団というものの形ですけども、部隊をそれぞれ2府4県のいろんなところに置いています。例えば第7普通科連隊、京都の福知山に置いています。第36普通科連隊というのは伊丹に置いています。例えば戦車は滋賀の高島市ですね、第3特科隊は姫路市とかそういうふういろんなところに置いて災害派遣とか、いざという時の防衛任務を担任するようにしています。ただ、同じ2府4県にはこの師団とは関係ない部隊があります。以前私がいました、第4施設団ですとか、第8高射特科群とかそういった部隊があります。これはその第3師団の2府4県の中にある部隊は師団長が指揮していいよというようになっていますので、いざという時にはこの第4施設団とか第8高射特科群というのは第3師団長が指揮をするというように決められています。先ほど説明しました通り、このように2府4県にはいろんな部隊があるなど、ないのは、奈良です。和歌山にはただ御坊市というところに100人くらいの小さな駐屯地があります。150メートル×150メートルくらいの面積、3ヘクタールないですね、3ヘクタール弱の小さな駐屯地があります。このように2府4県にそれぞれに駐屯地がありまして、災害になったらそれぞれ近くの駐屯地が対応するんですよというふうに分けられています。大久保は京都の南にありますので、京都府宇治市から奈良県全体を担任しなさいというふうに分けられています。ここまで陸海空自衛隊の体制、特に第3師団の体制を説明してきました。

では、どのようなことで自衛隊は災害派遣に行くのでしょうか？説明していきます。なぜかよく分からないですけども、近ごろ災害が多いですね、地震とか豪雨とか。実は私、昭和61年に防衛大学校というところを卒業したんですけども、その時に、その時の防衛大学校の教授からで

すね、クラス担任みたいな教授がいっぱいいるんですけども、その教授から言われたのは、君たちは海外に行くこともないし、国民から認められることもあんまりないかもしれないけれど、自衛隊生活これから30数年、でも頑張るんだよと言われました。今だによく覚えているんです。けれども、それから10年もしたらカンボジアPKOとして海外に出ました。また、近ごろここに書いてあるように、いろいろと災害がありますから、もう国民の目に自衛隊の災害派遣が映らない年はないですね、自衛隊ほんとうに活躍していると思います。自衛隊が活躍するということは国民の方に不幸が起こっているということですから、本来なら自衛隊が活躍していないのが一番いいんですけれども、でもほんとに平成の後半になってから、自衛隊が災害派遣をしなくちゃいけないような事態や災害が数多く起こっています。

自衛隊は、軍隊ですから、むやみやたらに災害派遣をしてるわけではありません。ルールというものがあります。まず、要請ができるのは誰ですかというと、基本的には都道府県知事ですね、空港を管理する人、あるいは海上保安庁。例えば、第5管区海上保安本部というのがありますけれども、神戸の方に。そういう立場の人しかできません。市町村長はできないんです。都道府県知事ができるようになっています。例えばですけど、トヨタの工場が燃えています、日産の工場が燃えていますと言っても自衛隊は行くことはいんです。それが飛び火して一般の方の住宅に火が移れば、もしかしたら出動するかもしれません。でも日産の工場が燃えているからといって行くことはいんです。それは災害派遣のルールで取り決めておまして、3つあります。①公共性があるか、②緊急性があるか、③非代替性があるかということです。やっぱり公共性というのが大事なんです。そうしないと、誰か大地主の山が燃えているからその大地主のためにと行っても行けないんです。山が燃えているもう手が付けられない、

しかも民家まで影響を受けるかもしれない。そうすると陸上自衛隊のヘリが飛んで行くんです。やっぱりヘリじゃないと山火事なんかはなかなか消せないですからね。やっぱり公共性がないとダメなんです。また、緊急性がないとダメなんです。もう、自衛隊が来て、すぐにやらないとだめですよ。結構よくあるのが、北海道にいますとですね、山菜を採りに行ったおばあちゃんが行方不明になったので自衛隊をお願いしますというのがあります。これは実は災害派遣を行っているんです。災害派遣として出動しているんです。これは国民の生命と財産を守るという建ついで緊急な事態だと。おばあちゃんが北海道で一晩越したら、冬の北海道を一晩越しちゃうともう命に関わるかもしれないので緊急性があると。しかもいっぺんに大人数を出せるのは自衛隊しかないという非代替性というところで出動しているんですね。なので、北海道では自衛隊は行方不明者捜索によく出動しています。例えば、鳥インフルエンザでいろんなところへ出動したり、豚熱で出動したりしていますが、奈良県でもある養鶏場とかに出動したりしましたけれども、その養鶏場のために行っている訳ではなくて、そこで出た鳥インフルエンザが隣に飛び火するのを防ぐために行っているんです。鳥インフルだとすぐに鶏を殺さないといくといくどんどん広がるでしょう。そういうことから3つの要件を満たすので出動しています。なかなかそのへんの解釈はちょっと難しいところもあるんですけどね。

それでいろんな災害があるとよく迷彩服の人たちがテレビで映ったりします。なんであんなに早くに出ることができるのかという質問を伺ったことがあります。自衛隊、陸海空自衛隊ですけども、例えば航空自衛隊ですと、いつ飛行機が落ちるか分からないわけですね。海上自衛隊だといつ船が転覆するかわからない。ということがあります。当然365日そういったことが発生しても対処できるように警戒態勢をとっています。当然、

陸上自衛隊も駐屯地と呼ばれるところにはだいたい小さいところでも10人、大きな駐屯地ですと30人から40人の体制を365日取っています。その人たちは当然今日あなた当番ですよと言われたら、その当番の人はお酒も飲みませんし、いつでも出動できるようにしています。それがだいたい30人から40人くらい。大久保駐屯地ですとだいたい30人くらいの体制をとっています。小さな駐屯地があります。先ほど言った100人くらいの駐屯地ですと10人以下7、8人ということもありますが、通常は30人くらいで体制をとっている。いざ大雨で出動する。例えば、私が行った紀伊半島大水害の時には災害派遣お願いしますと奈良県から言われたのが夜中の1時くらいです。その後、体制を取っていた30人は2時には出発しているわけです。お酒も飲まないで待機していますし、雨が降っているから出る可能性はあるかなと思って過ごしています。紀伊半島大水害の際には、大久保駐屯地から出発して明け方のだいたい7時くらいに五條市の災害現場に着きました。体制をとっているのですと出られるんですね、自衛隊は。災害の規模を考えると、当然30人だけでは足りませんので大久保駐屯地全員に出動がかかって出勤してきます。そうすると先ほども、ちょっと説明しましたように準備命

令を発令します。こんな準備しろと。例えば、今から十津川に行くぞと1週間の準備をしろと言うとそれまで訓練されていますので、100人が1週間行くと一日300食、食べますから、1週間分だと2,100食、食べるわけですね。10日間準備しろ、1週間準備しろと言っただけで活動する際のそれぞれの所掌がありますので、そういう人たちは、例えば燃料はドラム缶10本なのか、20本なのかを自分たちで見積もって積み始めますし、食事を準備する部署の人は100人で1週間ですか、うんと言ったらもう勝手に準備を始めます。何を持っていくますかと言ったら、道路を啓開するための油圧ショベルとバケツとドーザー1台くらい持っていかと、それでも勝手に積み始めます。そういうような訓練を行ってきていますので、素早く対応ができます。先ほど言いました30人分はいつも車に食料や燃料、当面必要な機材など3日分積んでいるんですよ。9食×30人分、車にいつも積んでいるんです。行けと言われたらもう車に飛び乗って行くだけなんです。従って最初に行って、例えばですね、大型車はここに入れますとか、あるいは市町村からどここの学校を借りましたとか、だから学校を目標として来るようにしてくださいと。そういったことをこの先に出動した部隊が調整して決めま

人・自然の調和をめざして豊かな環境を創る

建設コンサルタント



丸一調査設計株式会社

代表取締役 山崎 裕生

本社 / 〒910-0841 福井市開発町第20号6番地 TEL(0776)52-8400
FAX(0776)52-8401

兵庫支店・坂井支店・滋賀支店・敦賀営業所・淡路出張所・金沢事務所

す。そしてそこを目指してみんなが出発していくというようになっています。現地で活動すると、当然1週間すれば隊員も疲れますので交代が必要ですね。そこは先ほど言いました師団長が交代の計画をして7日ぐらいたったら、はい次に交代ですと言って交代の人と入れ替わります。例えば、福知山の人が活動していたら、次は伊丹の人が行きなさいとなって、伊丹の人が入っていく。だから迷彩服を着ていると誰が誰だかわかりませんが、逐次交代しながらやっていくというのが災害派遣の実態です。自衛官ですから、長い期間でできるでしょうと言われても我々も限界がありますから、1か月も2か月もずっといるというわけにはなかなかいかないのです。テレビではみんな迷彩服を着ていることから交代したのは気づかなくても、そのように定期的に交代していません。

ここからは、私は、本日、奈良県の職員立場

で講演をさせていただいていますので、奈良県の防災ということで、今、五條市で整備を進めている奈良県大規模広域防災拠点について説明させていただきます。目指しているのは、奈良県内ばかりではなく紀伊半島全体の防災拠点となる奈良県大規模広域防災拠点の整備を今進めているところです。自衛隊とか消防とか警察とかの機関が紀伊半島大水害並みの災害が起こった時に使える一定程度の面積がある土地っていうのが少ないんですね。紀伊半島には。従って災害救助に携わる消防、警察、自衛隊が集まれるような場所を作りましょうというのが目的です。近年発生が近いと言われている南海トラフ地震、特に三重、和歌山が危ないと言われています。東日本大震災みたいな地震が起こると当然ですけど、紀伊半島沿岸部もだいたいやられるというのが大方の予想です。実は、南海トラフ地震が起こると和歌山県は、見積もりによると死者8万人と言われています。また、負傷者は4万人と言われています。死者8万人で



株式会社

総合建設コンサルタント

西播設計



西播設計HP

登録部門 [全8部門]：土地調査/土地評価/物件/営業・特殊補償
機械工作物/事業損失/補償関連/総合補償

所属団体：(一社)日本補償コンサルタント協会/(公社)日本測量協会
(一社)兵庫県測量設計業協会/(一社)全国地質調査業協会
(一社)建設コンサルタンツ協会

～本社～

〒679-4161

兵庫県たつの市龍野町日山229番地1

TEL...0791-63-3796 FAX...0791-63-0355

URL...<https://www.seiban-sekkei.co.jp>

～支店～

大阪支店/京都支店/福井支店/神戸支店
/姫路支店/但馬支店

～営業所～

奈良営業所/和歌山営業所/滋賀営業所
/淡路営業所



弊社は、自然と人・社会の融合による
まちづくりを目指します。

代表取締役 永井晴夫

負傷者 4 万人っておかしいじゃないの、行政の見積もりはそうなんです。南海トラフ地震は 30 年以内に 8 割の確率で起こると言われています。国はですね、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」というものを作っておりまして、その中で当然静岡からずっと宮崎県まで南海トラフ地震が起こると大きな被害を受けますので、大規模な防災拠点、例えば物資をそこに集めたり、全消防、警察、自衛隊がそこに集まったりという場所を決めています。静岡空港、名古屋飛行場、名古屋港、そして熊本空港、大分スポーツ公園という五か所を決めています。五か所決めています、肝心の四国とか紀伊半島は決めてないですね。決めてないというか、ないんですね、大規模な防災拠点が。従ってこのちょうど紀伊半島の真ん中にある五條市に大規模な広域防災拠点を作りたいなということで整備に取り組んでいます。太平洋側に大きな防災拠点、そこに行けば物もある、ヘリコプターも停まれる、警察も自衛隊も集まれる土地もあるという場所ができるというような構想です。

奈良県としては五條市に大規模防災拠点というのを作ろうと整備を進めています。当然、五條市はここですから紀伊半島のだいたい真ん中ですね。今、京奈和道ができて、あと紀伊半島アンカールートと言って 168, 169 号を今一生懸命海岸線の方へ整備を進めつつ延ばしているところです。五條市はちょうどその起点になるような場所です。奈良県は京奈和自動車道沿いに病院もありますので、その病院を利用していただけたらなということで、五條市というところで、一生懸命作ろうとしています。具体的にはどこに作るのということですが、お分かりの方、この黄緑は京奈和自動車道です。24 号線がこちらの方、紀の川市のところの手前の、五條西インターのところの上野公園というのがあります。大きな体育館と運動場と野球場、そういったところがあります。その南側にプレディアゴルフ場というのがあ

りまして、そこを計画地として整備できないかという話をしています。多分この中にはお世話になった方もいらっしゃると思うんですが、そうするとこのゴルフ場全部を買い取って、そこに防災拠点を整備しようとしています。なかなか息の長い話でして、最終的にはこういう 2,000 メートルの滑走路を造りたいなと思っております、2,000 メートルあると大多数の航空機がここに着陸できますので、万一、南海トラフ地震が起こっても多くの方の命を救えるんじゃないかと思っています。ただゴルフ場はちょっと山の中にありますのでバイパスを造るよう計画しています。南海トラフ地震はいつ起こるか分かりませんので、とりあえずゴルフ場の中を 5 ヘクタールくらいの平場を造って、いつ地震が起こってもいいですよという態勢をとりあえず取っておいて、それから周りの造成を進めていけたらなと思っています。山と平野部の中腹にあるんですね、プレディアゴルフ場というところは。従って、ちょっと盛り土しないといけません。土地全体が斜めですから。土盛り用の土が必要となります。この土はリニア新幹線の掘削土を利用できないかと考えています。リニアが奈良を通れば当然、三重から来る。そして大阪に抜けて行きますから、ほとんど奈良県内はトンネルになるんですね。新大阪の高さと奈良の高さは全然違いますから。トンネルにしないと勾配が付きすぎてリニアが走られませんので、そうするとトンネルを掘らないといけません。トンネルを掘れば当然土が出てくる。そうするとこのプレディアの片勾配のところの土地を真っすぐにできるんじゃないかと。そうしますと、最終的には、この滑走路を東側に延ばしてかつ西側にも延ばして最終的には 2,000 メートルの滑走路を造りたいなと思っております。

終わりに、最後はもう実は自衛官を終わったのでこういうお願いをするのもおかしいのですが、先ほど言いました通り、陸上自衛隊の定員は 15 万人ですが、14 万人しかおりません。な

かなか募集が厳しいということもありまして。是非とも、何かいい情報がありましたら、身近な方に自衛隊いいねという方がおられましたら、私にご一報いただくと自衛隊に繋がりますので是非ともお願いしたいなと思います。陸海空ありますけれども、陸海空、当然、活動する場所が違いますので、航空自衛隊は空ですし、海上自衛隊は海ですし、陸上自衛隊は日本の陸の上でやりますのでいわゆる別会社なんです。ただ、別会社なんですけど、別会社であるがゆえに自衛隊に入ると好きな、いろんな職というか、あります。車の整備の好きな人もおりますし、音楽が先ほども言いましたが、好きな人もおりますし、ありとあらゆる職がありますので是非ともご興味がある関係の方がいらっしやいましたらご一報いただければありがたいなと思っています。

いろいろと1時間半にわたっていろいろなことをしゃべらせていただきました。自衛隊というのはいろんなところで活動しておりますが、その基礎的な知識を分かっていたいただければと思います。あと、もう一つ分かっていたいただきたいのは、

やっぱり国際情勢が厳しいんだなと、例えば同じ島国でもイギリスの隣が、海岸を挟んだ隣がフランスですから、でも悲しいかな日本の、日本海を挟んだ向こうは北朝鮮ですし、ロシアですし、中国ですね。その違いが大きいんです。従って防衛費についていろんな声がありますが、そのあたりを解かっていたいただきますと防衛費をもうちょっと上げてもいいのかなというのも解かっていたのかなと思います。やっぱりヨーロッパの環境とですね、この日本周辺の環境はやっぱり違いますね。ロシアも、中国も、北朝鮮も核兵器を持っています。100万人近い軍隊をそれぞれの国が持っているというのと、一方、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ。10万人以下の軍隊しかいないですけれども、それは彼らは彼らで相互に信頼があるからですね。やっぱり、そういう国際情勢をご理解いただいて陸海空自衛隊の存在意義を分かっていたいただければなと思います。

1時間半にわたってありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

創業49年 用地補償の総合コンサルタント

補償コンサルタント登録(第475号)

登録部門 物件/機械工作物/営業補償・特殊補償/事業損失/補償関連/総合補償

株式会社 アイテクノ

<http://www.aitecno.com/>

本 社	〒532-0011	大阪市淀川区西中島 6丁目7番8号(大昭ビル)	TEL(06)6889-4551 FAX(06)6305-8201
京都事務所	〒621-0826	亀岡市篠町篠上西裏9	TEL(0771)21-2267 FAX(0771)21-2268
奈良事務所	〒630-8237	奈良市中筋町16-2-403	TEL(0742)20-5351 FAX(0742)20-5352
和歌山事務所	〒640-8214	和歌山市寄合町30-201	TEL(073)425-1660 FAX(073)425-1661
兵庫事務所	〒666-0015	川西市小花2-7-5-801	TEL(072)756-6526 FAX(072)756-6527
滋賀事務所	〒520-0032	大津市観音寺12-34-202	TEL(077)526-8120 FAX(077)526-8121

はじめに

自衛隊の活動と災害救助

奈良県庁 総務部 知事公室
防災統括室
米 津 浩 幸

2022年5月17日

自己紹介

昭和57年 防衛大学校

昭和61年 自衛官

- 23. 3 東日本大震災
- 23. 9 紀伊半島大水害
- 28. 4 熊本地震
- 平成30年 奈良県庁
- 30. 6 大阪北部地震

東日本大震災時に釜石市・大槌町で活動



1 自衛隊を取り巻く環境
(その1)

ウクライナの状況

知っていますか？

砲弾

地対地ミサイル

巡航ミサイル

ミサイル

地対艦ミサイル

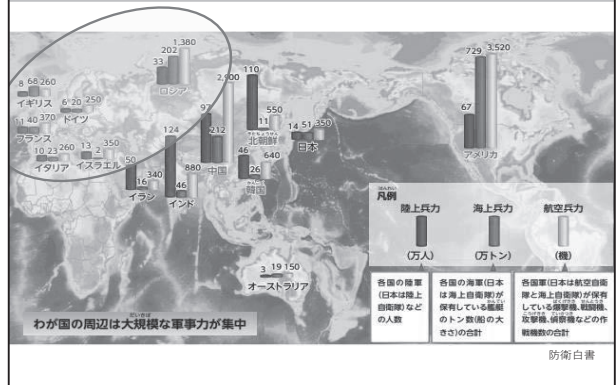
弾道ミサイル

地対空ミサイル

艦対艦ミサイル

空対空ミサイル

世界の軍事力の現状（ヨーロッパの状況）



ウクライナと日本の比較

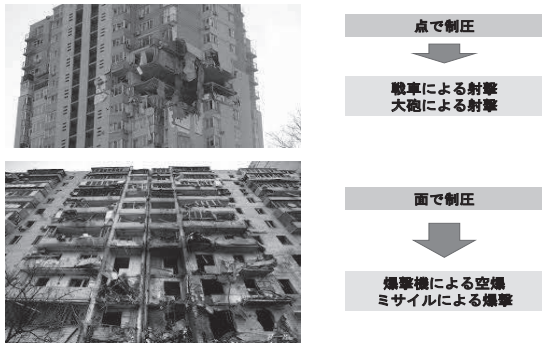


日本：37万8千km² (126百万人) ウクライナ：60万4千km² (44百万人)

ロシアとウクライナの比較

	ロシア	ウクライナ
人口 (千万人)	14.7	4.2
面積 (万km ²)	1710	60
陸上兵力 (万人)	33	20
海上兵力 (万トン)	202	25
作戦機 (機)	1380	70

破壊の程度からわかる使用兵器



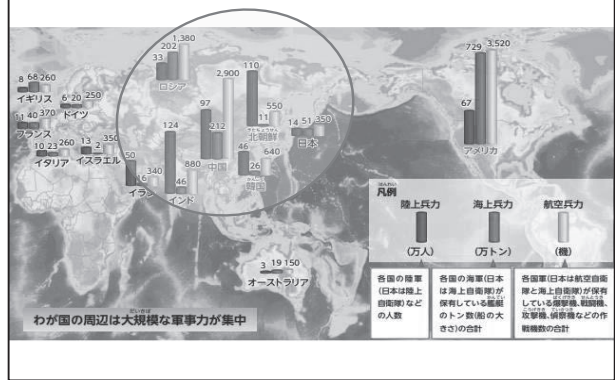
破壊の程度からわかる使用兵器（3）



1 自衛隊を取り巻く環境
 (その2)

アジアの状況

世界の軍事力の現状（アジアの状況）



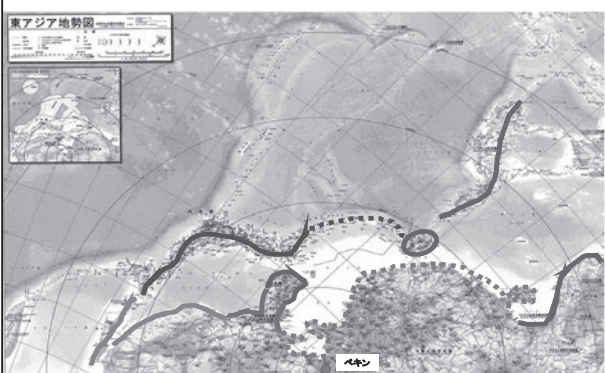
アジア各国の比較

	中国	北朝鮮	韓国	台湾	日本	在韓米軍 在日米軍
人口 (千万人)	140	2.5	5.1	2.4	13	
面積 (万km ²)	960	12	10	3.6	37.8	
陸上兵力 (万人)	97	110	46	9	14	22
海上兵力 (万トン)	212	11	26	20	51	
作戦機 (機)	2900	550	640	520	350	80 150

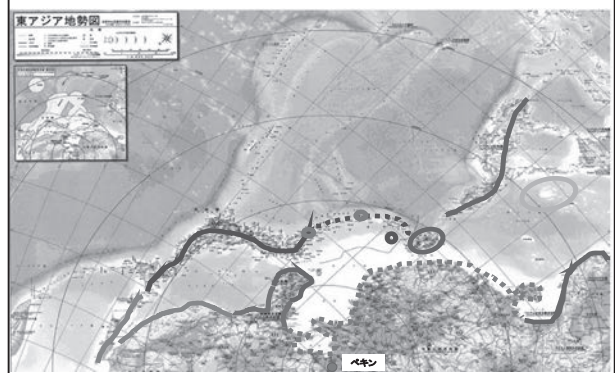
東アジア各国の位置関係（中国の位置）

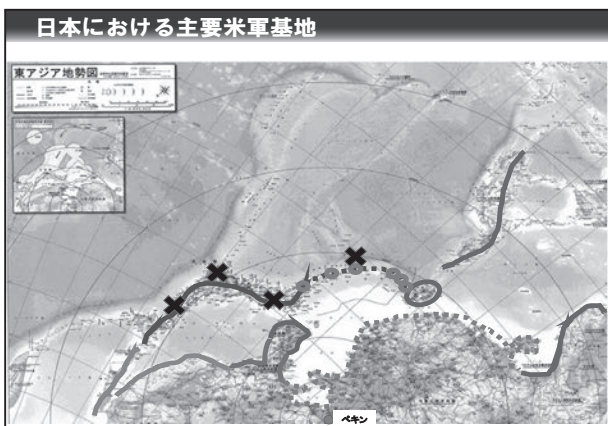
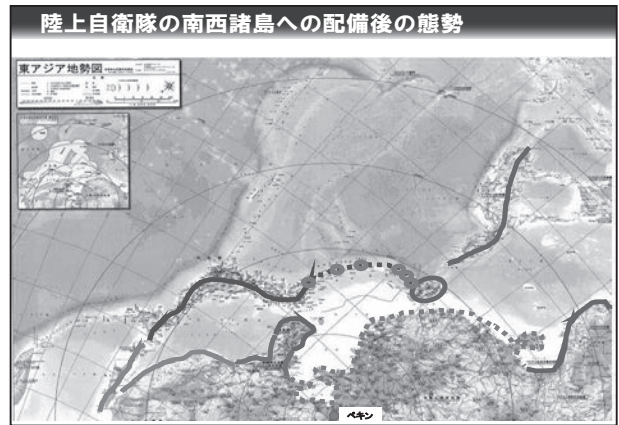
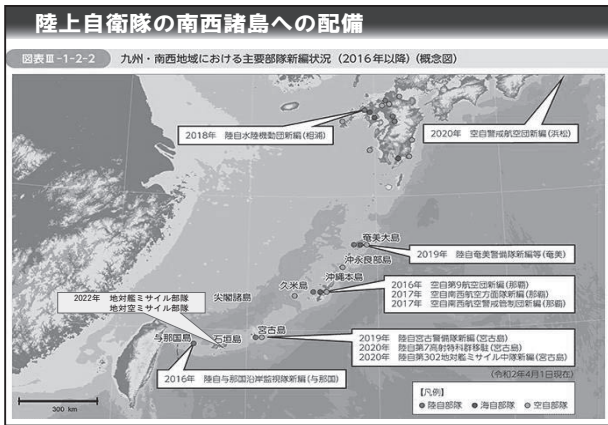


東アジア各国の位置と海岸線（1）



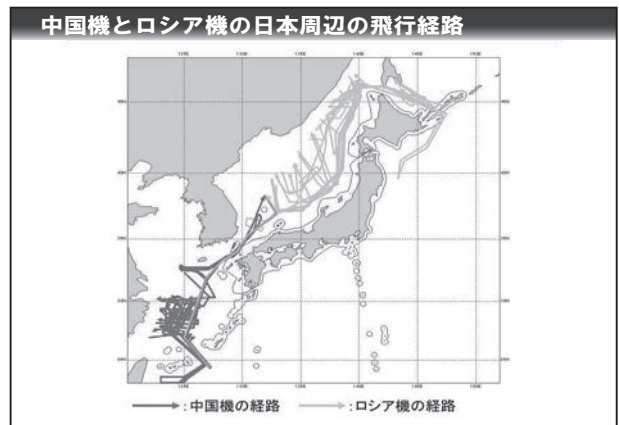
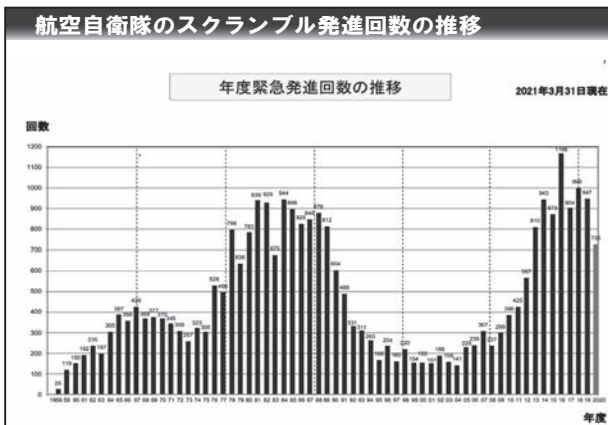
東アジア各国の位置と海岸線（2）





2 自衛隊の現状

日本周辺の状況



2 自衛隊の現状

陸・海・空自衛隊の現状

自衛官の定員と現員

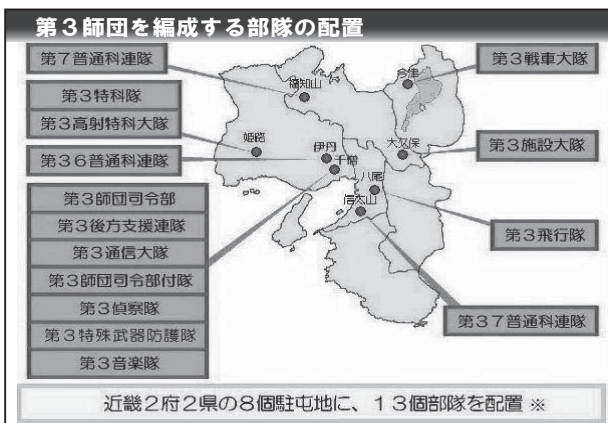
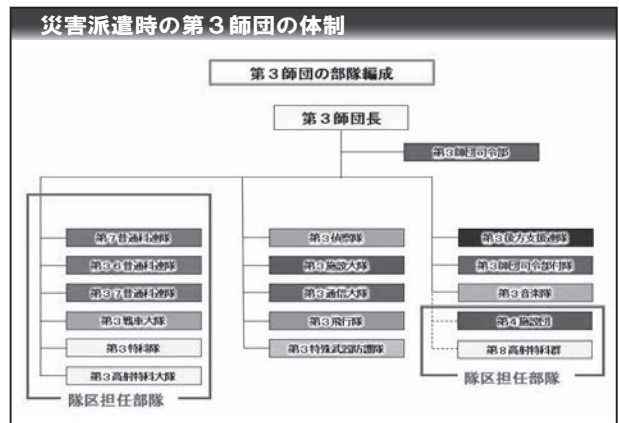
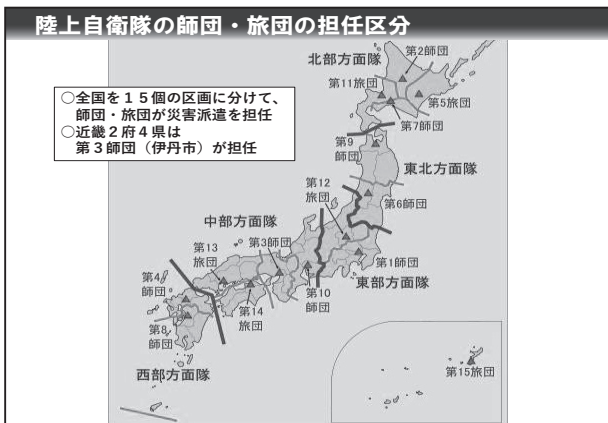
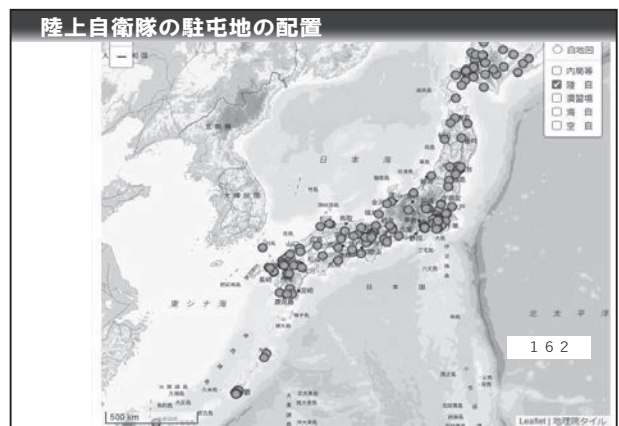
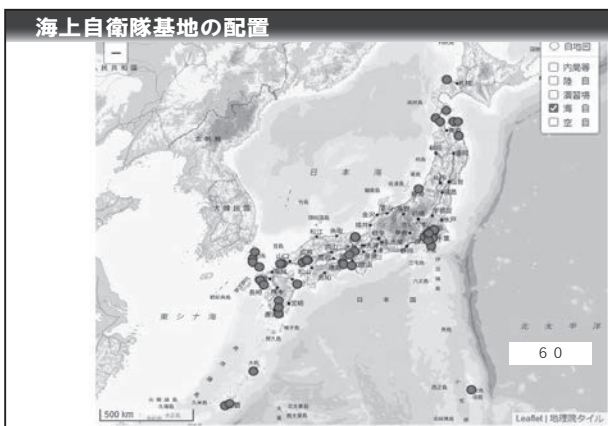
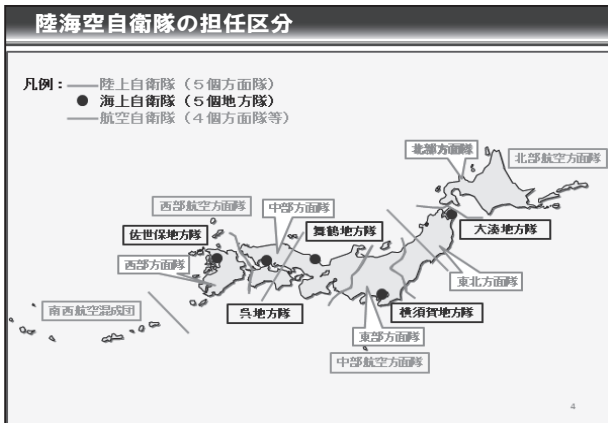
自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移 (2021.3.31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,695	45,329	46,943	4,187	247,154
現員	141,443	43,419	43,830	3,817	232,509
充足率(%)	93.9	95.8	93.4	91.2	94.1

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官	
	幹部	准尉	曹	士		
定員	46,205	4,931	140,349	55,669		
現員	43,039 (2,532)	4,712 (102)	139,809 (8,997)	24,197 (3,052)	20,752 (3,576)	
充足率(%)	93.1	95.6	99.6	80.7		

(注) 1 現員の〔 〕は女子で内数
2 定員は予算定員

講演会・講習会・研修会の報告



3 災害派遣と陸上自衛隊

近年の災害

近年の災害の状況

大規模災害は忘れないうちにやってくる

- 阪神淡路大地震 (H7)
- 中越地震 (H16)
- 能登半島沖地震 (H19)
- 岩手・宮城内陸地震 (H20)
- 東日本大震災 (H23)
- 熊本地震 (H28)
- 鳥取県中部地震 (H28)
- 福島県沖地震 (H28)
- 大阪府北部地震 (H30)
- 房総半島台風 (R1)
- 熱海市伊豆山土石流 (R3)
- 福島県沖地震 (R4)

災害派遣の枠組み

- 1 要請者
都道府県知事など
- 2 災害派遣を命ずる者
○方面總監
○師団長・旅団長
○駐屯地司令の職にあるもの
- 3 要請の要件 → (1)~(3)を総合的に判断して決定
 - (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
 - (2) 緊急性
差し迫った必要があること。
 - (3) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

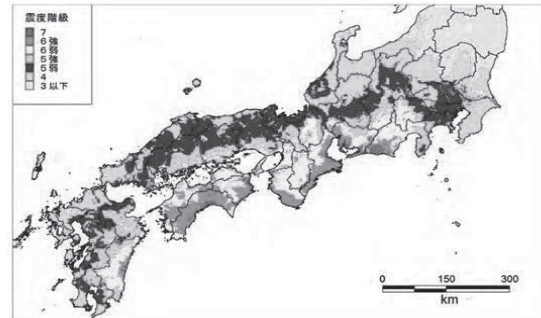
なぜ、自衛隊は素早く集まって活動できるのか

平常時	FAST-FORCEによる準備 (First Action Support Force) (備・蓄・望)	
発災時	FAST-FORCEの参加 FAST-FORCEの出動 隊員の参加 隊員への準備命令 (状況を把握、活動内容を考慮して準備する人員、機材、燃料等を指示) 必要な機材の確保 (食料、燃料、機材) 主力の出動	
出動時	FAST-FORCEによる現地偵察、関係機関との調整 主力部隊の受け入れ	
現地活動時	主力の居残 隊員交代 不足する機材、食料等の確保	
撤収時	主力の居残	

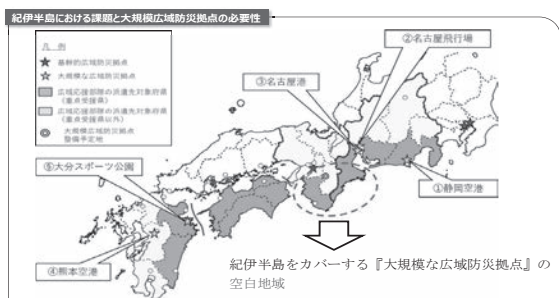
4 奈良県の防災

奈良県内ばかりでなく紀伊半島全体の防災拠点となる大規模広域防災拠点の整備

南海トラフ地震(想定)と被害見積



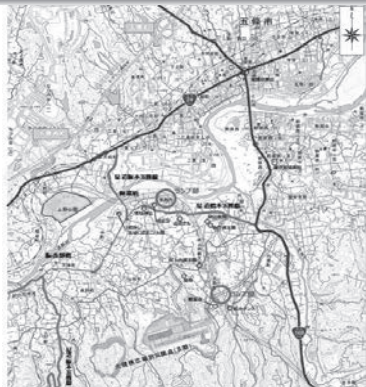
「大規模な広域防災拠点」の現状



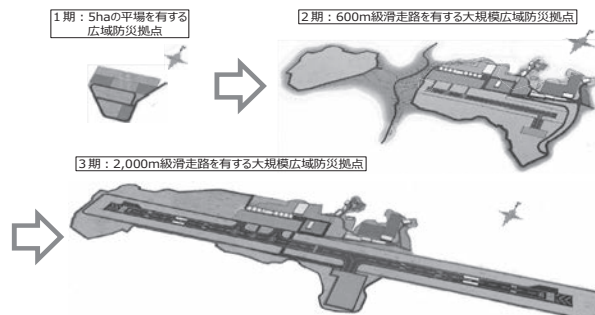
五條市の大規模広域防災拠点の立地

<p>計画地の立地状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県及び紀伊半島の中心部に位置 奈良県の大部分が約50km圏内 紀伊半島の大部分が約100km圏内 	<p>交通アクセスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿圏の外郭環境である京奈和自動車道が近接 国土強靱化の軸となる「紀伊半島アンカールート」が近接 	<p>医療施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> トヨタへの近接である奈良自衛総合医療センターが近接（直線距離で約1.0km）に立地
<p>計画地の立地状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域に対して、食料・救助・物資の支援等の迅速な対応が可能 近隣県との連携により、南海トラフ地震等による津波被害が想定される紀伊半島沿岸部に対して救助支援等の活動が可能 	<p>交通アクセスの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークを有 市内の他の防災拠点との連携、市町村への円滑な支援が可能 内陸ルートを利用した紀伊半島沿岸部に対する救助支援等の活動が可能 	<p>医療施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機の利用により 市内に3箇所ある三次救急医療機関（奈良県立医科大学附属病院、奈良県総合医療センター、近畿大学奈良病院）との連携により迅速な患者搬送が可能

五條市に大規模広域防災拠点を整備



3期に分けて整備



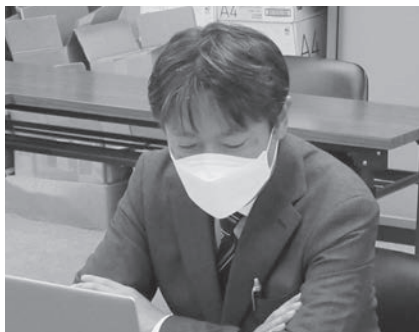
5 おわりに

おわりに



ご清聴ありがとうございました。

令和3年度 独禁法講習会



公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所
経済取引指導官 石本 将之

令和4年2月24日(木)に独禁法講習会を開催しました。

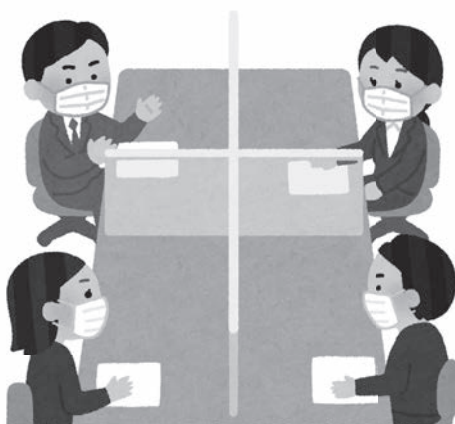
昨年度同様、コロナ禍により集合形式での開催が困難であったため、Web開催による講習会としました。

テーマは昨年度と同様「独占禁止法の遵守と最近の状況」として、昨年度に引き続き、公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所の経済取引指導官である石本将之氏をお迎えし、ご講義頂きました。

講義では、

1. 独占禁止法違反行為の概要
2. 独占禁止法に違反すると……
排除措置命令、課徴金納付命令、罰則
3. 独占禁止法違反を防ぐために
原則と留意点
事業者団体ガイドラインと相談事例
をテーマに、最近の事例などを紹介しながら
ご講義いただきました。

(敬称略・文責 事務局)



令和3年度「物件補償の実務」についての説明会



株式会社 ユニオンリサーチ

代表取締役 小笠 博幸

令和4年1月17日（月）に物件補償の実務についての説明会を開催しました。

物件部門は、補償コンサルタントの登録部門の中で、この10年間、受注件数、受注金額とも圧倒的に1番多いということもあり、皆さんの興味があることから、Web開催（Zoom使用）ながら、会員82名、非会員3名、計85名の多くの方が参加されました。

この説明会はまず、【損失補償の基本的考え方と建物移転補償を中心に】との副題にあるように、損失補償基準における位置づけや、用地補償（総論）、損失補償基準における補償の一般原則などが説明されました。

次に、建物移転補償の実務として、以下のことが説明されました。

- ・ 関連する主な基準、要領等について。
- ・ 移転先を認定する際の、有形的検討、機能的検討、法制的検討、経済的検討などの要素。
- ・ 関連移転の判断について。
- ・ 建物移転工法の種類と各移転工法の内容。
- ・ 建物移転料の構成や耐用年数の判断。 など

トピックスとして、

- ・ 令和3年度損失補償算定標準書等の主な改正点として、
機械設備調査算定要領の改正について。
- ・ 令和2年度損失補償算定標準書等の主な改正点として、
木造建物調査積算要領の解説（改訂版）について。
非木造建物調査積算要領の解説（改訂版）について。
附帯工作物調査算定要領の解説（改訂版）について。
機械設備調査算定要領の解説（改訂版）について。
など、幅広く多岐にわたって丁寧な説明がありました。

今年度4回目のWeb研修（講演会も含むと5回目）ということもあり、大きなトラブルもなく進行したとは思っていますが、受講者に対して、資料の見せ方の工夫（講師が説明している箇所がはっきりとわかるようにする）など改良の余地があると感じました。

（敬称略・文責 事務局）

令和3年度研修

物件補償の実務

【副題：損失補償の基本的考え方と建物移転補償を中心に】

日本補償コンサルタント協会近畿支部(小笠)

物件補償の実務

本日の説明の概要

- 損失補償基準における位置づけ
- 用地補償(総論) ……「公共用地取得・補償の実務(藤川真行著)」
- 損失補償基準における補償の一般原則 ……「同上」
- 建物移転補償の実務 ……「日本補償コンサルタント協会」
- 建物の補償 ……「用地取得と補償(新訂版)」

トピックス

- ◇令和3年度損失補償算定標準書等の主な改正点
 - ・機械設備調査算定要領の改正について
- ◇令和2年度損失補償算定標準書等の主な改正点
 - ・木造建物調査算定要領の解説(改訂版)について
 - ・非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)について
 - ・附帯建物調査算定要領の解説(改訂版)について
 - ・機械設備調査算定要領の解説(改訂版)について

損失補償基準における位置づけ

建物移転補償の実務

1. 関連する主な基準、要領等について

<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地の取得に伴う損失補償基準【基準】 ・公共用地の取得に伴う損失補償基準細則【細則】 ・建物移転算定要領【要領】 (別添一)木造建物調査算定要領 <ul style="list-style-type: none"> 別添1 木造建物調査作成基準 別添2 木造建物数量算定基準 (別添二)非木造建物調査算定要領 <ul style="list-style-type: none"> 別添1 非木造建物調査作成基準 別添2 非木造建物数量算定基準 別添3 非木造建物工事内訳明細書式 (別添)曳家移転算定要領 木造建物調査算定要領の解説 非木造建物調査算定要領の解説 	<p>昭和17年10月12日 用地対策連絡会決定</p> <p>昭和38年3月7日 用地対策連絡会決定</p> <p>平成28年3月23日 中央用地対策連絡協議会(中央用対)理事会申し合わせ</p> <p>国土交通省 土地・建設産業局 総務課公共用地室</p>
--	--

建物移転補償の実務

損失補償算定標準書との関係(標準的な取扱いや運用を目的として作成された)

損失補償算定標準書とは、損失補償額の算定に必要な算定方法や単価を定めることに固り、合理的、公平かつ円滑な補償額の算定を行う目的で、用地対策連絡協議会が作成したものです。

「目的」
用地補償算定業務を行うに当たり、適正かつ公平な損失補償金額の算定を円滑に行う目的で、補償項目ごとに、算定方法、標準歩掛および単価を示したものです。

「構成」
公共用地の取得に伴う損失補償基準および同細則等に規定されている補償項目のうちその算定について、その損失補償額が算定できるよう構成しています。

- I 基準・要領編
- II 単価編
- III 内訳編
- IV 工掛編

作業の便宜を図るため、標準的なものを定めたものです。日本全国の起業者は、「損失補償基準等」を適正に運用していくため、特殊な事情がない限り、この標準書を基準に算定等が行われています。

具体的案件に係る損失補償算定にあたっては、補償コンサルタントとしてこの標準書を使用することが義務付けられていることから、結果として被補償者に対する具体的補償額については、他との均衡を失するような例は少ないものと期待されております。

建物移転補償の実務

2. 建物移転補償の基本原則について

「建物移転料について」… 基準第28条

- ・通常妥当と認められる移転先
- ・通常妥当と認められる移転方法

※通常妥当と認められるとは? …… 客観的にみて「こうするのが自然だろう」

起業地内の建物 …… 起業地外に移転(公園事業などの一部の例外を除く。)

建物の移転 …… 補償契約の締結 → 建物所有者が移転を行う(通常)

補償金額の算定「移転工法」… 起業者が認定

建物の標準的移転工法(細則第15)

- ・再築工法(構外再築工法、構内再築工法(同種同物又は対応建物))
- ・曳家工法
- ・改造工法
- ・除却工法
- ・復元工法

建物移転補償の実務

3. 移転先の認定について

3-1. 合理的な移転先

「合理的な移転先」の認定(基準第28条)

○関係者がどこに移転するのが合理的か?

→ 残地内に移転(構内移転)or 残地外に移転(構外移転)

残地とは …… 原則、土地評価事務処理要領でいう一画地の残地

建物移転補償の実務 (3-1.合理的な移転先)

土地評価事務処理要領(土地評価の単位)

第1条 土地の正常取引価格は、次の各号の一に該当する土地(以下「画地」という。)を単位として評価するものとする。

ただし、当該土地の形状等から一体的に利用することが困難なものは、一体的な利用が可能な範囲をもって画地とするものとする。

- 一 一筆の土地(次号に該当するものを除く。)
- 二 所有者及び使用者をそれぞれ同じし、かつ、同一の用途又は同一の利用目的に供されている一画の土地

※近畿地区用対運用申し合わせ1-17~2~4参照 …… 画地認定の基本モデル

○ 移転先を検討するうえで「跡地等」とは、どのような土地のことを指しているか

跡地等とは、下記のものをいう

- ①取得等する土地の残地
- ②残地に隣接する別の用途に供されている自己所有地で移転先として用途の変更等が通常妥当と認められる土地
- ③残地に隣接し、取得することが現実と見られる土地(三者契約等で担保されているもの)

原則は、従前の一利用画地において、移転の可否を検討することとなる。

ただし、②又は③の土地が存在する場合には、これらを含めて移転工法を検討する必要がある。

なお、残地に隣接する自己所有地がある場合、又は隣接する土地を取得する予定があるというだけでは移転先を検討する上での残地等とは言えないため、そのような場合には、用途変更(農地転用の許可、造成費等)や土地売買の現実性について検証が必要がある。

○ 跡地等を移転先として認定するにあたっては、機械、自動車等の保管場所その他の利用環境等を考慮することとしているが、どの程度考慮する必要があるのか。

植栽、自動車の保管場所その他の利用環境については、地域特性、居住・営業形態等により考慮する程度は異なるものである。よって、移転工法を検討できるだけの残地等がある場合、有形的、機能的及び法制的検討にあたっては、残地等が今後の生活又は事業の場所となることから、植栽、自動車の保管場所等が従前の状態に準じて確保できるかということを含めて判断が必要がある。

なお、「その他の利用環境」の一例としては、農家住宅における農作業スペース等が考えられる。

建物移転補償の実務

3-2. 移転先の認定

● 構内移転が可能かどうかの検討要素

①有形的検討 ②機能的検討 ③法制的検討 ④経済的検討

① 有形的検討

残地に、当該建物の配置及び構造上から物理的・技術的に移転が可能か?

※建物の配置、状況、構造、高低差などを考慮

② 機能的検討

残地に、当該建物の従前の機能が失われないような移転が可能か?

※物理的・技術的に残地への移転が可能であっても、従前の機能を損なう場合は、残地を移転先とすることはできない。

建物移転補償の実務 (3-2.移転先の認定)

○ 残地を移転先として検討する場合、具体的などのような内容について検討すればよいか

<有形的検討>
有形的検討とは、残地等に建築物を移転することが物理的に、かつ技術的に可能であるかについて、当該建築物の配置状況、構造あるいは残地面積から検討を行う。
この検討にあたっては、一般的に次のような調査をあらかじめしておく必要がある。
①取得面積、残地面積、空地面積の割合
②残地の形状、高低差等
③建築物の構造、規模、建築年次、維持保存の状況等
④土地と建物との位置関係
⑤土地の利用状況
⑥その他

<機能的検討>
機能的検討とは、残地等に建築物を移転することにより、従来利用していた目的に供することが困難となるかどうかについて、従前宅地の建築、自動車等の保管場所、利用環境等を考慮して検討を行う。(この場合には、周辺地域の通常妥当な宅地の建築、自動車等の保管場所、利用環境等も参考として検討する必要もある。)
なお、場合によっては、事業に支障とならない建築物も含めて機能的な検討を行う必要がある。(関連移転)
①建築物の用途、利用状況
②建築物の立地状況
③その他

23

建物移転補償の実務

3-2. 移転先の認定

③ 法制的検討

各種法規制(条例、行政指導も含む)との整合性がとれているか？
・建築基準法(建ぺい率、容積率など)
・危険物の規制に関する政令 など

④ 経済的検討

第1段階
有形的検討、機能的検討、法制的検討の結果、残地を移転先と認定した場合の移転方法のうち、最も経済的なものを1つに絞る
【**構内移転工法**】として仮採用

第2段階
仮採用した工法と残地外に移転(構外再築)する工法とを費用比較

24

建物移転補償の実務 (3-2.移転先の認定)

○ 残地を移転先として検討する場合、具体的などのような内容について検討すればよいか

<法制的検討>
法制的検討とは、残地等に建築物を移転することに対し、建築基準法、その他の公法上の制限等諸法則との関係において法的適合性の検討を行う。
諸法則の例を挙げると
①建築基準法における建ぺい率、容積率等
②消防法の規定を受けた「危険物の規制に関する政令」における保安距離
③河川法における保安区域の存否
④高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
⑤その他
なお、法制的検討は、公共事業の施行等による特例規定(建築基準法第86条の9、各自治体における面積要件の緩和等)も考慮して行うことが適当な場合があることに留意すること
(例)残地等に移転することが合理的であると考えられる商業施設等

有形的、機能的及び法制的検討を満足した場合において、各工法の経済的検討を行う。

○ 経済的検討を行う際の留意事項
各工法の経済的検討(経済比較)を行う場合には、建築物移転のみで比較するのではなく、移転に必要な補償額に残地補償額等(又は残地面積)を合算した補償額より比較を行わなければならない。

25

建物移転補償の実務

3-2. 移転先の認定

④ 経済的検討 構内移転工法の経済妥当性の検討(細則第15第4項(四)第4号の要件等の検討)

●残地を移転先と認定した場合においても、構内移転工法の補償総額が構外再築工法の補償総額に残地補償額を加えた合計額を超えるときは、残地を移転先と認定できない。

<p>費用比較</p> <p>構内移転工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転料 ・移転に伴い通常生ずる損失補償額 ・残地(残建物)に関する損失及び残地工事費 ※残地面積が上限 	<p>構外再築工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転料 ・移転に伴い通常生ずる損失補償額 ・残地面積
<p>実際に補償する額</p> <p>構内移転工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転料 ・移転に伴い通常生ずる損失補償額 ・残地(残建物)に関する損失及び残地工事費 ※残地面積が上限 	<p>構外再築工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物等移転料 ・移転に伴い通常生ずる損失補償額 ・残地(残建物)に関する損失額又は残地面積^(注)

(注) 第5条4号の2に該当し、経費発生しても残地補償額がゼロとなる場合に適用される

26

建物移転補償の実務

3-3. 関連移転

分割して移転することによって、従来用途による利用価値を失い、全部を移転させなければ従来目的に供することが著しく困難となるとき

↓
建築物所有者の請求

残地内に存在する建物等を含めて、該当する建物等全部に係る移転料を補償する。

※直接支障とならない倉庫が、直接支障となる店舗で販売されている商品の保管に用いられている場合
⇒建築物所有者からの請求があった場合、店舗が倉庫と離れた場所に移転すると、従来目的に供することが著しく困難となるが、関連移転の検討が必要となる。

27

建物移転補償の実務 (3-3.関連移転)

建築物所有者の請求について
用対建築基準法第15(三)・・・建築物所有者の請求により、当該地の建築物等を移転するのに要する費用を補償するものとする。
関連移転は相手方の請求により行うこととされており、この請求は書面による場合だけでなく、口頭による請求でも可能であるが、その場合には用地交渉記録簿等により関連移転の請求があった事実を書面により残しておくことに留意する。

○ 関連移転の判断について
関連移転が認められているのは、移転対象となる建物と一体的に利用されている他の建築物等が、分割移転により従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合である。(一体不可分)
まず、一体利用の範囲を考えた場合、関連移転の対象となるものは、事業用地と残地に隣接している建築物等有形に分離される場合だけでなく、それぞれ分かれて存在している建築物等の機能的分離も含まれる。
次に、「従来利用していた目的に供することが著しく困難」とは、絶対的不能だけでなく、利用することは可能だが利用には多大な不便や経費を要する場合も含まれる。
したがって、建築物の一部が支障となる場合や同一敷地内に直接支障とならない建築物等が存在する場合には、事前に従前の利用状況等を十分に把握しておく必要がある。

○ 一般住居の場合において、従たる建築物が支障となる場合の支障の判断の留意点について
ここで留意する必要があるのは、一体不可分の関係は支障となる建物により変わるものではないということである。
例えば一般的な住居で見てみると、主たる建物(母屋)が支障となり、従たる建物(物置)を一体不可分と判断するのであれば、従たる建物(物置)が支障となった場合、支障とならない主たる建物(母屋)も一体不可分と考えられるということである。
また、用途の異なる複数の建築物がある場合、一部を残地等に残し、他を残地等以外の土地で再建する方法も考えられる。この場合、一体的に利用されている各建築物が分割移転により従来利用していた目的に供することが著しく困難とならないように留意する必要がある。

28

建物移転補償の実務

4. 建物移転工法の認定について

4-1. 建物移転工法の種類

(1)再築工法 次の①～③のいずれかに該当するときに採用する工法

①【**構外再築工法**】
残地以外の土地に従前の建物と同様同等の建築物を建築することが合理的と認められる場合

②【**構内再築工法**】
従前の建物と同様同等の建築物、積載、自動車の保管場所その他の利用環境の面を考慮した上で残地に建築することが合理的と認められる場合

29

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:再築工法)

○ 従前の建築物が用途に供されている場合又は積載建築物が支障となる場合、用途の每一又は一建築物に移転先を指定することの具体的な取り扱いはいかにあるのか
店舗兼住宅のように1棟の建築物が複数の用途に供されている場合、残地等の敷地条件から見て残地内に再建することが不可能であれば、一部(例えば店舗部分)を残地等に残し他の用途(住宅部分)を残地等以外の土地に再建する方法も考えられる。
(応用手法としての分割再築工法)
なお、用途上の機能的分割の検討に留意するべき事項として、
①残地に存する建築物を改造することで、従前の機能、価値を著しく損なうことがないか。
②改造部分の施工が構造上・技術上可能で従前の利用形態の維持が可能か。
③改造に伴い、建築物の景観を著しく損なっていないか。
等についての検討も十分に行う必要がある。
また、用途の異なる複数の建築物がある場合、一部を残地等に残し、他を残地等以外の土地で再建する方法も考えられる。この場合、一体的に利用されている各建築物が分割移転により従来利用していた目的に供することが著しく困難とならないように留意する必要がある。

○ 共同住宅等の約半分が専業に支障となり、建築物は全敷地内に存在するような場合、分割移転も検討する必要があるか
原則的には、従前の規模で有効活用されていたものであるため、現在の戸数全てを同一敷地内に置いて機能回復する工法が合理的な移転工法であると考えられる。
ただし、一般的に共同住宅は機能的に分割することが可能である場合が多く、近隣にある共同住宅1棟あたりの戸数(規模)の実態を調査し、小規模の戸数(現在の規模の半数程度など)の共同住宅が実際多く分布しているようであれば、現在の戸数全てを残地に収容することが出来ないことだけを理由にして、残地が合理的な移転先ではないと言い切れない。
よって、そのような場合には分割移転も検討し、経済的検討を行った後に合理的な移転工法を認定する必要がある。この場合、有形的及び法制的検討を行うことは言うまでもない。【関東地方整備局用地部・建物移転工法マニュアル(Q&A)】(策)平成23年3月13日

30

建物移転補償の実務

4-1. 建物移転工法の種類

③(照応建物による構内再築工法)

従前の建物の機能を確保するために必要と認められる最低限の建物間数の増加又は建物の形状の変更並びにこれらに伴う床面積の増加、構造の変更又は設備の取替を行うことにより、従前の建物と同等の環境であり、かつ、舗装、自動車等の保管場所その他の利用環境の面において従前の建物に照応する建物を残地に再現し、従前の生活又は営業を継続することができるものと認められるとき

31

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:照応建物)

○ **照応建物による移転工法を検討する上での留意事項**

従前の建物に照応する建物(以下「照応建物」という。)とは、原則として従前の建物と同種同等の材料を使用したものとし、機能の増加とならない建物とする。

したがって、照応建物の検討においては、構造・部数の変更、階数の増加及び床面積の変更については必要最小限にするべきである。なお、これらの変更を伴う場合には、変更を行うことが必要となる理由を明確にしなければならない。

また、照応建物を検討する場合は、複数案の有形的、機能的及び法制的検討を行い、満足した後に経済的検討を行う必要がある。

○ **構造が異なる複数建物を一つの照応建物にする場合の留意事項**

照応建物の検討にあたっては、構造の変更は必要最小限にするべきである。

したがって、またる建物の構造を従たる建物の構造へ変更したうえで一つの建物とすることは原則として行わない。

一例を挙げるとすれば、木造の母屋と鉄骨造の子供部屋の照応建物を検討する上で木造建物とすることは妥当な考え方と言える。

32

建物移転補償の実務

4-1. 建物移転工法の種類

(ii) 変家工法

- ・変家後の敷地と建物等の関係※
- ・建物の構造及び用途、建物の部材の希少性の程度、等を勘案

↓

変家することが合理的と認められる場合に採用

通常の変家工法 回転を伴う変家工法

※変家後の敷地と建物の関係 …… 残地が十分にあるか
 ・従前の土地と残地との間に障害物や著しい高低差が無い
 ・建物の従前の形状を変えないで残地に変家することが物理的に可能か

33

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:変家工法)

○ **変家工法の検討過程における留意事項について**

変家工法は、変家後の敷地と建物関係、建物の構造及び用途、建物の部材の希少性の程度から原則として従前の建物の形状を変えずに残地に変家することが合理的と認められるときに採用される工法である。

変家工法の検討過程においては、部材の希少性についても勘案する必要があるとしているが、これは、神社・仏閣等の特殊な建物や現在の市場では入手することが非常に困難な部材を使用している建物は、再築工法の認定が困難との理由により変家工法を合理的な移転工法と認定する場合があるためである。

○ **変家工法の検討過程において、合理的ではないと判断する理由とはどのようなことが考えられるか**

各工法の検討過程において、その工法が合理的ではないとする理由は様々であるが、変家工法が合理的ではないとする理由として考えられる例を挙げるとすれば、

- ①建築年数が相当程度経過している場合 → 技術的に困難なケースがある(専門家の意見により判断)
- ②向き方向の残地に障害物がある → 物理的に困難なケースがある
- ③著しい高低差のある残地等への変家 → 移転後の接道道路との関係で、従前の利用環境が確保されないケースがある
- ④長距離の変家 → 長距離の変家は、事業に直接支障とならない多くの物件が新たに支障となるケースがある
- ⑤大幅な回転を伴う変家 → 建物には方位があった開取りがあるため、大幅な回転を行うと従前の利用環境を損なう恐れがある

以上を含む種々の要素について総合的に勘案したうえで、合理的な移転工法であるか判断すべきである。

34

建物移転補償の実務

4-1. 建物移転工法の種類

(iii) 改造工法

建物の一部を切り取り、
 残地内で残存部分を一部改築又は増築して従前の機能を維持することが合理的と認められる場合に採用

「建物の一部」……起業地(取得等する土地)に存在する部分と構造上又は機能上切り離すことができない部分
 建物の延べ床面積の概ね30%以下を目安として判断

※改造部分の判断にあたっては、建物の景観が保たれるか否かについても留意する

35

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:改造工法)

○ **改造工法の検討過程における留意事項について**

改造工法は建物の一部が支障となる場合において、支障となる建物の一部を切り取り、残存部分を一部改造することにより従来利用していた目的に供することが合理的であると認められるときに採用される工法である。

改造工法の検討過程においては、改造部分の施工が構造上、技術上可能であるか、利用形態や建物の景観が従前と比べて著しく損なわれていないかという点、及び、改造部分の範囲については慎重に検討する必要がある。

なお、改造工法により建物を移転する場合、残存部分の一部改造に係る費用を補償(再築補償率は適用しない)することとなるため、改造部分の割合が大きければ建物の耐用年数の延長、機能の増加に寄与する恐れがあることに留意しつつ、有形的、機能的及び法制的検討を満足した場合には経済的検討を行う必要がある。

36

建物移転補償の実務

4-1. 建物移転工法の種類

(iv) 除却工法

支障となる建物の一部が

- ①当該建物と比較してわずかながら重要な部分でないため除却しても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合
- ②建物を再現する必要がないと認められる場合

①の例 …… 除却の部分が、庇、土間、挿入、納戸、附属物置等の建物の一部であって、当該建物全体と比較して僅かなもの
 ②の例 …… 朽腐した建物、あるいはすでに建築目的を果たし、かつ将来的においても当該建物の目的に供し得る必要性を客観的に有しない建物

37

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:除却工法)

○ **除却工法を認定するにあたっての判断基準はどのようなものか**

改造工法の判断基準としては、

- ①建物の一部が支障となり、その部分が当該建物全体と比較してわずかながらかつその部分の用途、機能が建物全体において重要でない場合で、当該支障部分の切り取りを行っても従前の用途、機能上に与える影響が少ないと判断された場合。
- ②劣化した建物、あるいはすでに建築目的を果たし、かつ将来においても当該建物の目的に供し得る客観性を有しない建物、つまり一般的には物件を移転するだけの経済的価値が無い場合、又は再現する必要がないと考えられることが相当な場合が挙げられる。なお、必要に応じて建築士等の意見を徴するものとする。

いずれの場合も個別の要件により判断されるべきであるが、一例を挙げるとすれば、建物の庇の一部が支障となり建物の管理上影響がない場合における庇の除却、又は、現在も将来的にも使用することがなく管理されていないと考えられる作業小屋等の除却が該当する。

(一般的に想定される事例であり、実際には種々の状況により判断する。)

38

建物移転補償の実務

4-1. 建物移転工法の種類

(v) 復元工法

文化財保護法(昭和25年法律第214号)等により指定されている場合(文化財保護法第57条の文化財登録原簿に登録されている場合を含む。)
その他原形が復元することが合理的と認められる場合に採用



※再使用できる資材は再使用
再使用できない資材については新しい資材を補足

↓

従前の形態の保存を図る工法

※文化財保護法等の“等”には、用法と目的・主旨が同じで、建築物の保護若しくは保存のための措置をとることとしている事例が含まれる。

39

建物移転補償の実務 (4-1.建物移転工法の種類:復元工法)

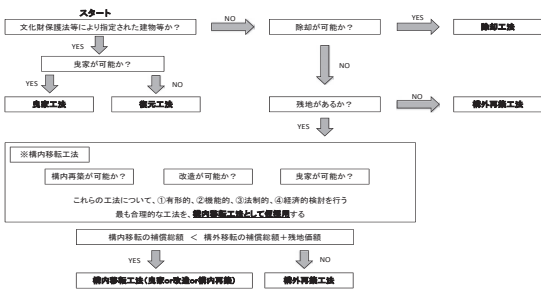
○ 復元工法が合理的であると判断基準は何か
復元工法を採用する場合は下記のとおりである。
①建築物が文化財保護法等により指定されているとき
②その他原形が復元することが合理的であると認められるとき
このように復元工法が採用できる建築物は限定されており、現に文化財保護法等の指定を受けていること、又は復元することが合理的であると要件とされている。
①については法令等による指定の有無により判断することとなる。
②における合理的であると認められる場合は、「文化財保護法等の指定が無い建物であっても解体工事、復元、復元工事を行うことが、社会一般的に通常妥当と認められる移転工法であると合理的に説明できる場合」又は「再費用が膨大となるため社会一般的に復元工法を採用することが通常妥当と認められる移転工法であると合理的に説明できる場合」が該当する。
さらに、「文化財保護法等に指定されることが確実な建築物で、国又は地方公共団体の公的書による確認が得られており、所有者も指定応じる意思があることを文書により確認できる場合」についても該当するとする。

40

建物移転補償の実務

4-2. 建物移転工法認定のフロー

<建物移転工法のフロー>



※移転工法
これらの工法について、①物理的、②機能的、③法的、④経済的検討を行う
最も合理的な工法を、**移転工法として選定**する

移転工法の補償総額 < 移転工法の補償総額 + 残存価値

YES → 移転工法(改修・改修の移転工法)
NO → 移転工法

41

建物移転補償の実務

5. 建物移転料の算定について

5-1. 建物の区分

木造建物【I】	軸組(在来)工法により建築	専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等	主要な構造部材の形状・材質、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建ての建物
木造建物【II】	土台、柱、梁、小梁等部の主要な構造部材に木材を使用	劇場、映画館、公共浴場、体育館等	主要な構造部材の形状・材質、間取り等が一般的でない。木造建築【I】に比べるなら、判断されるもの又は3階建ての建物
木造建物【III】	ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等	軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物	
木造特殊建物	軸組(在来)工法により建築	神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵等	建築に特殊な技術が必要とするもの又は歴史的文脈を有する建物
非木造建物【I】		柱、梁等の主要な構造部材が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	
非木造建物【II】		石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物	

※概算上、上記表に基づき区分する。

42

建物移転補償の実務

5-2. 建物移転料の算定方式

- 木造建物【I】… 工種別積算方式(統計値を用いた積算方式)
(要領 別添一 木造建物調査積算要領 第2条第2項)
- 木造建物【II】
●木造建物【III】
●木造特殊建物
●非木造建物【I】
- … 個別積算方式(積み上げ積算)
(要領 別添一 木造建物調査積算要領 第2条第3項)
(要領 別添二 非木造建物調査積算要領 第3条第3項)
- 非木造建物【II】… 部分別積算方式(統計値を用いた積算方式)
(要領 別添二 非木造建物調査積算要領 第3条第2項)

※統計値… 建物の用途、面積、資材の規格、各部位の構造等に応じて、通常建築物を建てるとだけの資材が用いられるかを過去の積算事例を参考にして統計的に算出したもの

43

建物移転補償の実務

5-3. 建物移転料の構成

(1) 再築工法(再建等)の場合

●木造建物【I】… 工種別積算方式(統計値を用いた積算方式)

$$\text{補償額} = \text{建物の現在価値} + \text{運用益損失額} + \text{取りこわし工事費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む)

↓

$$\text{補償額} = \text{推定再建築費} \times \text{再築補償率}$$

↓

具体的には

$$= \text{推定再建築費} \times \text{再築補償率} + \text{取りこわし工事費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む)

44

建物移転補償の実務

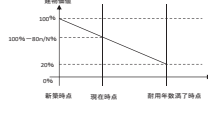
5-3. 建物移転料の構成

1) 再築率(現在価値率)と運用益損失額

再築率 「建物現在価値の新築当時価値に対する比率」
※新築から耐用年数が満了するまで、建物の価値は毎年一定の割合だけ低下
※最終的には20%の価値が残る(残存価値率=残存率)

$$\text{現在価値率} = \left[1 - (1 - 0.2) \times \frac{n}{N} \right]^n$$

n: 建物の耐用年数
N: 建物の経過年数



運用益損失額 「現在価値を超えて新たな出費を強いられる費用につき、本来であれば耐用年数満了時点までの間運用し、利益を得ることができたはずの額」
※公共事業により移転の必要性が生じた時から耐用年数満了までの間、積立額に対して発生する運用益の前額額を建物所有者が受ける損失として補償

$$\text{運用益損失額率} = (1 - 0.2) \times \frac{n}{N} \times \left[1 - \frac{1}{(1 + r)^{n-N}} \right]$$

r: 割引率Aに定める年利率
n: 建物の耐用年数
N: 建物の経過年数

45

建物移転補償の実務

5-3. 建物移転料の構成

2) 建物の耐用年数と経過年数

(i) 建物の耐用年数
(イ) 木造建物【I】、【II】、【III】の耐用年数
※個別別表第3によるほか、下記表を参考

等級	建物の用途区分	耐用年数	建物の構造	用途及び建物概要
1	応急住宅程度	20年	正統の資材や工法による割合が少なく、使用目的に最小限対応した程度のもの、又は臨時に使用するものによる建物	物置、車庫、倉庫、野小屋、家畜小屋、工事現場等の建物、労働者宿舎、作業小屋、及び上屋、再上屋、造替土庫、薪小屋、下等で後述の区分が当てはまる建物
2	公営住宅程度	35年	耐震等級又は耐震等級が住宅用資材を用いた住宅として建てられた程度の建物で後述の資材により構築されたもの	連続かさ又は一戸建住宅で、居室が2-3部屋程度の小住宅であり、使用、浴室、台所等、必要最小限の設備を備えた建物、及び上記1階建ての建物から、上記等級にランクアップすることが適当であると判断される建物
3	住宅金融支援機構住宅程度	48年	住宅金融支援機構の融資を受けるに当たり、支援機構が指定している住宅工事仕様書により建てられた程度の建物	主要資材の程度及び構造、仕口の仕様を定めており、これに適合する程度の建物、及び上記2階建ての住宅、上記程度にランクアップすることが適当であると判断される建物
4	上等の一級建築	60年	屋根、内外装材、外装等が上記支援機構仕様書より上であるもの、いわゆる注文住宅は、この区分によることができる	一般的に個人住宅の、支援機構仕様書よりも上であると判断される建物又は支援機構仕様書に準じた建物であっても、住宅工事仕様書に準ずる材料を主とするものであれば、この区分にランクアップすることができる
5	極上等の建築	70年	高級住宅であるものとし、その一部に特殊な構造、様式等を用いたもの	資料料の劣化が通常使用している程度を考慮し、輸入品の、又は高級建築、数寄屋建築、古来の民家建築等の様式を部分別に取り入れたもの

46

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

(ロ) 木造特殊建築物の耐用年数
→ 専門家による実地的耐用年数の評価による。

(ハ) 非木造建物【I】、【II】の耐用年数

等級	建築物の用途	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	※細則 別表第3による			
			鉄骨造(肉厚4mm以上)として採用	鉄骨造(肉厚4mm以下)、軽量鉄骨造	鉄骨造(肉厚4mm以下)、軽量鉄骨造	鉄骨造(肉厚4mm以下)、軽量鉄骨造
1	工場及び倉庫(生産、試験、試験等の業務を行う工場又は倉庫を使用しているもの)	40年	40年	35年	35年	30年
2	工場及び倉庫(一般的なもの、市場その他これらに類するもの)	65年	60年	55年	50年	45年
3	旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの	80年	70年	65年	60年	50年
4	事務所、住宅、アパート、学校、病院、学校その他これらに類するもの	90年	80年	70年	60年	55年

(ニ) 経過年数
・ 建物の経過年数は、公的な書類(建築確認書、建物登記簿、固定資産課税台帳等)あるいは建物所有者からの聞き取り等により判断する。
※経過年数に1年未満の種数が生じるときは、それが6ヶ月未満であれば切り捨て、6ヶ月以上であれば切り上げる。

47

建物移転補償の実務 (5-3.建物移転料の構成:非木造建物の耐用年数)

Q7-2 非木造建物の耐用年数について1等級にある腐食性を有する液体又は気体を使用している工場、倉庫とどのような取扱い

A7-2
1等級にある工場及び倉庫(生産、試験、試験等の腐食性を有する液体又は気体を使用しているもの)とは、例えば製紙工場とか染織工場のような建物をいう。しかし、近年は、公害対策などの設備が充実されたことにより2等級にある工場及び倉庫(一般的なもの)として判断できる場合もあるので単独には判断しないこと。
なお、判断が困難な場合には専門家(建築士等)の意見を求めるものとする。

48

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

3) 再築補償率

再築補償率 = 現価率と運用益損失率の和

※損失補償算定基準書に掲載

「1㎡当たり推定再建築費×建物床面積」を1とした場合のその建物の補償率

$$\text{再築補償率} = \underbrace{\left[1 - (1 - 0.2) \times \frac{n}{N}\right]}_{\text{現価率}} + \underbrace{\left(1 - 0.2\right) \times \frac{n}{N} \times \left[1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right]}_{\text{運用益損失率}}$$

r : 細則第42に定める年利率
N : 建築基準に定める建物の耐用年数
※ただし、両方ともが適当でないときは、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他適切な方法により実地的耐用年数を定めることができるものとする。
n : 建物の経過年数

49

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

3) 再築補償率

※耐用年数近前期建物の場合
従前の建物が耐用年数近前期建物(経過年数が標準耐用年数の5割以上を経過し、かつ、標準耐用年数満了時までの建物)で、補償している建物については、補償の程度に応じて再築補償率に対し補正を加えることができる。
ただし、5割未満であっても特に補正を考慮する必要があると認められるときは、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他の適切な方法により定めることができる。

(耐用年数近前期建物の再築補償率)
$$\left(1 - 0.8 \frac{n}{N} + a\right) + \left(0.8 \frac{n}{N} - a\right) \times \left[1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right]$$

a : 価値補正率
木造建物 : 別表第11の補正率の合計(30%以内)
非木造建物 : 補償の実態を踏まえ、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他適切な方法により定めることができる

※耐用年数満了建物の場合
従前の建物の経過年数が標準耐用年数を超えている建物については、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他の適切な方法によりその建物のもつ実地的耐用年数を定めることができる。

50

建物移転補償の実務 (5-3.建物移転料の構成:再築補償率関連)

Q114(木造建物) 【建物の実地的耐用年数を定める場合の運用について】

Q7-3(非木造建物) 建物の実地的耐用年数を定めることができる場合は、取扱要領第6条ただし書きの「標準耐用年数によること」が適当でない認められるときと取扱要領第7条第2項の「従前の建物が、経過年数が標準耐用年数を超えている建物である場合」の2つ規定されているが、どういった場合に一級建築士等の意見を聴取し、又はその他の適切な方法により建物の実地的耐用年数を定めることができるのか。

Q115(木造建物) 【価値補正開始時期を標準耐用年数の5割経過より前でも可能な場合について】

Q7-4(非木造建物) 取扱要領第7条第1項ただし書き後段に価値補正率は、「従前の建物の経過年数が標準耐用年数の5割未満であつても特に価値補正を考慮する必要があると認められるときは、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他適切な方法により定めることができるものとする。」と規定されているが、価値補正開始時期を従前建物の経過年数が標準耐用年数の5割経過より前でも可能な場合とはどのような場合か。

Q116(木造建物) 【実地的耐用年数と価値補正の適用関係等について】

Q7-5(非木造建物) 標準耐用年数によること(時期を問わず実地的耐用年数)を定めることもでき、また、価値補正も経過年数が耐用年数の5割未満でも考慮できる場合は、どのような場合で、その際の実地的耐用年数と価値補正の適用関係はどのようなものか。

※非木造建物、非木造建物とも同じ内容の取扱いあり、アンサーについては、それぞれQ&Aを参照のこと

51

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

(2) 再築工費(構成建物)

●(ケース1) 対応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を上回る場合

$$\text{補償額} = \text{従前建物の現在価値} + \text{運用益損失率} + (\text{対応建物の推定建築費} - \text{従前建物の推定再建築費}) + \text{取りこわし工費費(整地費及び廃材処分費を含む)} - \text{発生材価値}$$

●(ケース2) 対応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ対応建物の推定建築費が従前建物の現在価値を上回る場合

$$\text{補償額} = \text{従前建物の現在価値} + (\text{対応建物の推定建築費} - \text{従前建物の現在価値}) \times \text{運用益損失率} + \text{取りこわし工費費(整地費及び廃材処分費を含む)} - \text{発生材価値}$$

●(ケース3) 対応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ現在価値を下回る場合

$$\text{補償額} = \text{従前建物の現在価値} + \text{取りこわし工費費(整地費及び廃材処分費を含む)} - \text{発生材価値}$$

52

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

(3) 廃棄工費

$$\text{補償額} = \text{廃棄工費費} + \text{補修工費費}$$

(整地費を含む) (補正材費を含む)

(4) 改築工費

$$\text{補償額} = \text{切取工費費} + \text{切取面補修工費費} + \text{残存部の一部改築工費費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む) (補正材費を含む) (補正材費を含む)

※残存部の一部改築工費費 …… 工事内容は、廃棄工費を基本とすると、再築といつてもその部分について再築工法と同様の算定をすることは次のような問題が認められない。

理由 ①建物全体の耐用年数の延長や機能面を見た価値の増加にはつながらない。
②建物の一部改築が前提で、建物全体の耐用年数満了時には、改築した部分も含めて取り壊さざるを得ない。
⇒再築補償率による補償額ではなく「推定再建築費」そのものが補償額となる。

53

建物移転補償の実務

5-3 建物移転料の構成

(6) 除却工費

●建物の一部を切り取る場合

$$\text{補償額} = \text{切取部分の現在価値} + \text{切取工費費} + \text{切取面補修工費費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む) (補正材費を含む)

●建物を再築する必要がないと認められる場合

$$\text{補償額} = \text{建物の現在価値} + \text{取りこわし工費費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む)

※建物の現在価値 …… 推定再建築費 × 現価率

(6) 撤去工費

$$\text{補償額} = \text{解体工費費} + \text{運搬費} + \text{復元工費費} - \text{発生材価値}$$

(整地費及び廃材処分費を含む) (補正材費を含む)

54

建物移転補償の実務

5-4. 法令改善費用に係る運用益損失額

移転に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）や、その他の法令等に基づき必要とされる既存の施設の改善に要する費用

↓

建物所有者の「財産権に内在する負担として通常受忍すべきもの」であり、補償できない。

↓

既存不適格のように、既設の施設の改善が一定の期間留保されている場合・・・

公共事業により既設の施設の改善の時期が早まったことよって生じる「運用益損失額」を補償する。

※既存不適格とは・・・従前は適格であった建築物が、ある特定の法令等の施行により不適格になること、その建築物の建て替え時期が来るまでの間、改善しないことが認められている。

法令改善費用に係る運用益損失額 $= S \times \left[1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right]$

S：既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用
r：細則第42に定める年利率
n：施設の移転時から法令の規定に基づき改善を必要とする時期までの期間(年)

55

建物移転補償の実務

5-4. 法令改善費用に係る運用益損失額

●対象となる典型的な法令

- ・建築基準法
- ・消防法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法

※この法令には、条例と成文化され、かつ、公表されている要綱等の行政指導も含まれる。

●補償対象

法令改善の規制が全国どこでも適用される場合には、移転先にかかわらず補償対象となる。

しかし、防火地域における耐火建築物の規制等のようにゾーン規制の中にある建築物を移転する場合は、補償する建築物の用途、地域の状況等により、当該建築物の通常妥当な移転先の認定との関係から検討が必要となる。

56

建物移転補償の実務

5-4. 法令改善費用に係る運用益損失額

法令改善が求められる具体的なケース
・・・防火地域に指定された結果、建築物を耐火建築物にしなければならなくなった場合

補償額計算例

(A)

従前建物
推定再建築費 100

(B)

(A)を防火区に改善した建物
推定建築費 110

補償額 = 従前建物の再築補償額 + 法令改善に伴う運用益損失額

$$= (A) \times \text{再築補償率} + [(B) - (A)] \times \left[1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right]$$

$$= 100 \times \text{再築補償率} + (110 - 100) \times \left[1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right]$$

└──────────┘
└──────────┘

従前建物の再築補償額
法令改善に係る運用益損失額

57

確かな**技術** 新しい**知識** 豊富な**実績** 燃える**情熱**



土木調査・設計・測量

(株)エンタコンサルタント

代表取締役 **園田純也**

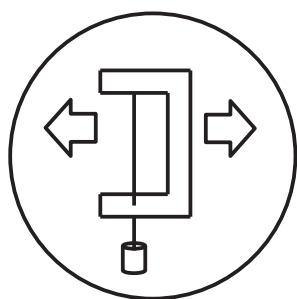
本社：〒677-0015 兵庫県西脇市西脇205 TEL 0795-22-2219(代)
FAX 0795-23-3461

Hpアドレス <http://www.entaconsul.co.jp> Eメール nishiwaki-info@entaconsul.co.jp

神戸支店・姫路支店・但馬支店・京都営業所・中丹営業所・加東営業所



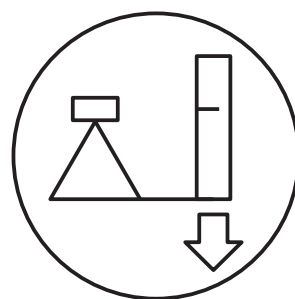
費用算定



傾斜測定



記録・撮影



水準測量

事業損失調査の専門業者です



株式会社 **ケンセイ**

本社: 〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館

TEL. 06-6323-6781 / FAX. 06-6320-3594

令和4年度 第1回実務研修会

近畿地方整備局用地部

用地補償管理官 山田 浩司
用地企画課 課長補佐 森本 弘二
用地補償課 課長補佐 宮島 一晃
用地企画課 課長補佐 秦 建造

令和4年6月15日（水）に第1回実務研修会を開催しました。

集合形式での研修は令和元年度以来という久しぶりの開催となりました。

また、近畿地方整備局用地部の講師を迎えるということもあり、当初予定していた「たかつガーデン」の会場（130名程度最大）が募集半ばで定員に達し、たまたまとなりの会場とあわせて実施できることになったことにより、179名（会員164名、非会員 15名）の多数の参加となりました。

研修内容についてですが、山田用地補償管理官からは、近畿地方整備局の用地予算の状況や「土地政策推進連携協議会」の設置といった最近の情勢の説明がありました。

森本用地企画課課長補佐からは、あくまでも近畿地方整備局用地部の業務発注であるとの前提のもと、

1. 業務発注方式について
2. 用地調査等業務費積算基準の改正について
3. 用地調査等共通仕様書の改正について
4. 契約書の改正について
5. 今後の仕様書、積算基準の改正予定について

6. 最近のトピックス
の順番で説明がありました。

特に、「用地調査等業務費積算基準の改正について」では、建物の見積徴収に係る歩掛が新設されました。これにより、プレハブ、ツーバイフォーはじめ木造建物、非木造建物、曳家移転料算定要領の専門メーカー等の見積によるものに対応ができるということで、補償コンサルタントが業務受注の中で困難であった面が大きく前進しました。地盤変動影響調査関係では、今まで明確にされていなかった水準測量の扱いが定められたり、建物内部の調査が拒否された場合の補正率が新設され、また、従前は、建物調査に含まれていた附帯工作物について、歩掛が新設され、実作業と乖離されていた状況について、相当な改善がされたとの説明がありました。

宮島用地補償課課長補佐からは、

「令和4年度 補償基準の改正について」と題して、「営業調査算定要領の制定について（R3年度）」についての説明や、国土交通省本省が主導して進めている補償基準見直し「アクションプラン」での検討状況の説明がありました。

一例としては、建物調査算定方法の合理化では、標準単価の数や作成する図面を削減して調査算定を効率化できないかとか、石綿要領等の改正



山田用地補償管理官



用地補償課 宮島課長補佐



用地企画課 秦課長補佐

について検討を行っているなどさまざまな検討を行っているとのことです。

秦用地企画課課長補佐からは、

「令和4年度近畿用対連補償算定標準書について」と題して、

1. 令和4年度標準書の単価
2. 立竹木諸経費等改訂
3. 収穫樹の主産地見直し
4. 再築補償率について
5. 廃材数量統計値等の改定についての順番で説明がありました。

特に、廃材運搬費の必要台数・認定台数が今回、算定例がついたため、台数の認定が整理されたことが強調して説明されました。

Web研修に慣れた昨今、研修会に参加した皆さんが久しぶりにいろいろな方と交流している様子を見て、たまには、集合形式での研修もいいなと感じました。

今年度の大盛況を踏まえ、来年度以降もこのような研修会の開催が望まれるところです。

(敬称略・文責 事務局)



用地企画課 森本課長補佐の研修風景



ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社

代表取締役 土肥 弘明

弊社は1988年6月に創業して以来、JR西日本グループにおける鉄道技術を核とした総合コンサルタントとして、駅や鉄道を基軸に地域・社会の発展に貢献することが使命であると考え、皆様に喜んでいただける高品質な成果物を提供できるよう努めてまいりました。

これまで培ってきた鉄道固有の技術力を基盤にして、街づくり構想や地球環境保護の提案に留まらず、ITを活用したコンサルティングなど幅広い領域で皆様にご満足いただけるよう、体制を充実させてまいりました。

現在、西日本エリアにおいては、北陸新幹線の大阪延伸やなにわ筋線整備、うめきた(大阪)地下駅を中心としたうめきたエリアの開発、大阪駅・三ノ宮駅・広島駅における大規模ターミナル開発など、多くの鉄道関連プロジェクトが進められています。

上記を踏まえ、弊社用地補償調査部が携わっている鉄道関連プロジェクト業務は、駅前広場整備事業及び自由通路設置事業に係る鉄道施設(具体的には駅舎)の補償業務や、民間事業施設の建て替え等に係るテナント立ち退き補償を中心に取り組んでおります。

今後は、日本補償コンサルタント協会としての誇りと責任感並びに使命感を持ち、起業者、協会の皆様から信頼が得られるよう「考動」してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【会社概要】

社 名：

ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社

所 在 地：〒532-0011

大阪市淀川区西中島5-4-20

中央ビル9階

T E L：06-6303-6971(代)

F A X：06-6303-3929

支 店 等：北陸支店、岡山支店、広島支店、
山陰支店、滋賀営業所、山口営業所

資 本 金：5,000万円

登 録：【建設コンサルタント業】

建04第4277号

【測量業】登録第(7)-17828号

【一級建築士事務所】

大阪府知事登録(ト)第12651号

【地質調査業】質29第2613号

【補償コンサルタント】

補03第3936号

(土地調査、土地評価、物件、補償関連
上記4部門登録)

【建設業】

大阪府知事 許可(般-28)

第137319号

公共事業の用地取得を 全てのステップで支援！！

用地アセスメント

工程管理

補償説明会

用地交渉

収用支援

＼ 起業者さまを 豊富な経験で下支えします ／

阪高プロジェクトサポート株式会社

公共用地取得 総合支援


「用地取得」のすべてを支援！
起業者経験で得たノウハウで
収用手续等にも対応します。

用地補償 アドバイザー

区分所有建物や地図混乱など
困難事例もおまかせください。

用地人材育成

起業者の皆さまの人材育成、
スキルアップをお助けします。

- 
- ①前提整理(地図混乱、多数権利者、権利者不明、外国籍権利者、信託等)
 - ②用地アセスメント(用地工程管理)
 - ③用地補償説明会
 - ④困難案件(区分所有マンション、神社仏閣、大規模工場、区分地上権等)
 - ⑤用地交渉
 - ⑥収用手续支援

阪高プロジェクトサポート株式会社

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11番4-1800

[TEL] 06-6345-3000 [FAX] 06-6345-3131

[WEB] <https://www.hanshin-support.co.jp>



親睦委員会便り

令和4年度上期編

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

親睦委員会 委員長 永井 晴夫

会員の皆様には、近畿支部の親睦委員会事業にご協力頂きありがとうございます。

令和4年度上期における会員親睦会事業は、コロナ禍にはあったものの感染予防対策を十分に取って、第70回JCC親睦互留歩大会、第16回魚（イサギ）釣り大会、は開催することが出来ました。

今後も会員親睦事業については、引き続き感染症拡大の状況に留意しつつ、政府及び自治体の指導方針等を遵守しながら検討して参ります。

以下に第70回JCC親睦互留歩大会、第16回魚（イサギ）釣り大会について担当委員から報告させていただきます。

1. 第70回JCC親睦互留歩大会

親睦委員会 委員 今中 康生

春の親睦ゴルフコンペは、4月7日（木）にチェリーヒルズゴルフクラブ（三木市）にて開催致しました。こちらのゴルフ場には、第3回大会からお世話になっておりまして、今回でちょうど30年となります。メンバー様のお力添えにより、「とりあえず春はチェリーで！」ということで、何とか継続できております。

記念大会にふさわしく、今年はお天気、桜吹雪ともに大変良好でした。ショットを放つ光景を眺めているだけでも、心が穏やかになりますね。一日を通して、木々の変化を感じられるところも、お花見ゴルフの醍醐味でしょう。この季節ならではの情景を楽しませていただきました。

歴史を重ねること、第70回目を迎えることができました「互留歩会」。命名には、発足当初の想いが込められております。

〔近畿支部会員お互いが、ビジネス一途の足を留め、親しくグリーンの上を歩く会〕

たまには気楽にゴルフでもやりましょう！これが互留歩会の本望でございます。常連の方はもちろん、ご無沙汰の方や初めての方、どうぞ気兼ねなく、お顔を見せていただければ嬉しく思います。

さて、コンペの結果については、ご覧の通りでございます（！）しかしまあ、今回ほとんかくグリーンが

速過ぎました。間違いなく過去一番の仕上がりでしたね。上位選手のスコアも、普段より10打くらいは余分だったのではないのでしょうか。ご参加いただいた皆様、本当にお疲れさまでした。

優勝	今中康生 氏（ケンセイ）	グロス	98	／ネット	74.0
準優勝	三上洋史 氏（西播設計）	グロス	104	／ネット	74.0
第三位	中村雄一 氏（大阪エンジニアリング）	グロス	100	／ネット	74.8

次回は10月頃の開催を予定しています。どうぞお気軽にご参加ください。



第70回 JCC 親睦互留歩大会

2. 第16回魚釣り大会（イサギ）

親睦委員会 委員 山本 俊之

6月11日（土）に紀伊日ノ御崎沖で、参加者12名で実施した。

今回お世話になる共栄丸は、親子でそれぞれの船を持ち2隻体制で乗り合い船を営んでいるうちの若息子を船頭とする船である。親父の船頭は全く無愛想で釣り場のポイントに着いてもほったらかしであるが若息子の船頭は比較的愛想もよく、釣り方も丁寧に教えてくれ、釣り大会にはもってこいの船頭である。また、6月のイサギ釣りのシーズンにもなると、朝の便（4時から11時）と昼の便（11時から17時）の2回、延べ4隻出港している。

親睦委員会便り

午前 10 時半に和歌山県日高郡日高町阿尾港の現地集合、全員揃ったが港には乗るべく船はいない。やがて船の助手が軽トラックで氷を持ってやってきたので皆その氷をクーラーボックスに入れる。しばらくすると午前の便の船が港に戻ってくる。竿頭の釣果を見ると 30cm 前後のイサキを約 50 匹釣っていた。ほぼクーラーボックス一杯であった。今日は期待できるぞと思い乗船した。

午前 11 時には全員乗船し阿尾港を出港する。出港して 1 時間くらいでポイントに到着。船頭さんの「水深約 50m、底から 5m から始めて 10 m までで釣ってください。」のかけ声で皆釣り始める。

仕掛けは鉄仮面とかごにテンビンと擬餌針を 3, 4 本つけたものを付け、鉄仮面にアミエビを入れ、撒き餌をし、寄ってきた魚を疑似餌で釣るといいうゆるるサビキ仕掛けである。何回か海中に入れては上げているとポツポツと 30cm 前後のイサギが釣れ出した。今日のイサギは食いが悪いようで入れ食いとはいかない。釣るタナも明確でなくばらつきがあるようだ。そのうち突然大きな当たりがきた人がいた。イサギとは違い引きが非常に強く竿がひん曲がるほどである。ゆっくり海面近くまであげ、網ですくってなんとか釣り上げた。約 50cm のハマチであった。クーラーボックスに入らないほどの大きさである。(釣った人は大満足であった。) 天候については最初は曇りであったが 3 時頃から小雨が降り出したので、皆合羽を着て釣りを続けた。同じポイントで釣れるのが少なくなってくるとときどき船を移動してポイントを変更して釣り、夕方 5 時頃竿をしまい、6 時には帰港。最後に雨の中、写真撮影をして完了。

釣果としては 25 ~ 35cm のイサギを 1 人当たり 10 ~ 30 匹、ハマチやサバを釣った人が数人、最長イサギは 40cm であった。最近では珍しく刺身にできるクラスが多くて、スーパーで買えば 1 匹 1,000 円くらいで売られているサイズでまたおなかが卵や白子で大きくなっており釣った数の割にはボリューム的に多めであったため、満足できる結果となった。



参加者集合写真

土地のミライを共に創る



トータルサポート

NISSOでは事業を円滑に進めるために、総合技術業務に加え、調査から履行確認まで一貫した業務を請け負う中で、事業者側の抱えるお悩みをサポートすることで安心した事業を運営することができます。

計画的・確実な
事業進捗

事業者側の
負担の軽減

早期課題への
対応と解決

これらを実現することがNISSOのトータルサポートです

株式会社 N I S S O

本社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地
TEL (03)6859-7515 FAX (03)6859-7516

大阪支店 〒531-0072 大阪市北区豊崎2丁目7番9号
TEL (06)6292-4671 FAX (06)6292-4677

ホームページが新しくなりました！

<https://nisso-hk.co.jp/>

支部だより

(令和4年1月～令和4年6月)

支部役員会及び委員会の動き

◆令和3年度 第9回 役員会(令和4年1月21日 開催・集合+Web)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第5回理事会(1/17)の報告
 - ・旅費規定見直し
 - ・国土審議会土地政策分科会企画部会で「所有者不明土地法の見直しに向けた方向性のとりまとめ」の中で、市町村に対する用地関係業務の支援強化が位置づけられた。
 - ・補償業務管理士研修の今後の実施方法について
- ② 第2回研修委員会(12/8・Web)の報告

2. 支部委員会からの報告等

(1) 総務委員会

- ・総務委員会が主催していた独禁法講習

会が、研修委員会主催に変更。

(2) 研修委員会

- ① 第3回委員会(1/13)の報告
 - ・他支部での活用対象として検討するテキストについて(H29以降)
 - ・研修アンケート(事業損失)
 - ・2/24独禁法講習会+「建物移転補償の実務」(DVD視聴のみ・初心者向け)について

(3) 補償業務委員会

- ・石綿調査の検討について
- ・本部から依頼の「合理的な移転工法認定の手引き」について

(4) 補償システムIT委員会

- ・操作技術研修会に向けたビデオの前撮り実施予定。

(5) 企画・広報委員会

- ① R4 本部要望書について

“人”だけでなく“地球”に優しい環境空間の創造

— 限りある資源をより良く活かし、次世代に明るい未来を —

建設コンサルタント・補償コンサルタント・一級建築士事務所
測量業・地質調査業



キタイ設計(株)



“ISO9001”・“ISO14001”・“ISO27001”・“ISO45001” 認定取得

本社	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦 1030 番地	TEL (0748) 46-2336 (代)
京都支社	京都府福知山市篠尾新町一丁目 56 番地の 1	TEL (0773) 22-8866 (代)
大阪支社	大阪府高槻市西真上一丁目 27 番 3 号	TEL (072) 683-0028 (代)
西日本支社	兵庫県姫路市西夢前台二丁目 49 番地	TEL (079) 267-0456 (代)

3. その他

- ① 府県等への要望活動について
- ② 来年度、HPのリニューアルを検討
(IT委員会と企画・広報委員会合同)

◆令和3年度 第10回役員会(3月17日開催・集合+Web)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第3回研修委員会(3/1・Web)報告
・非木造の物件DVD(設備):担当者の決定方法について
- ② 第3回補償業務委員会(2/2・Web)報告
- ③ 第4回補償業務委員会(3/15・Web)報告
・「合理的な移転工法認定の手引き」について
- ④ 第2回固定資産家屋評価補助業務受託分科会報告(2/24・Web)
- ⑤ 第3回企画・広報委員会(3/3・Web)報告
・R4本部要望書について

2. 支部委員会からの報告等

(1) 研修委員会

- ① 独禁法講習会及び実務研修会(2/24・Web)の報告
- ② 物件補償説明会(1/17)のアンケート結果について

(2) 企画・広報委員会

- ① 第4回委員会(2/8・Web)の報告

3. その他

- ① 新規入会(ジェイアール西日本コンサルタンツ(株))について
- ② 令和4年度予算(案)について
- ③ 第46回近畿支部総会(5/17)について
- ④ 役員改選について
- ⑤ 所有者不明土地臨時総会の報告
- ⑥ 災害協定締結の状況について
- ⑦ 近畿地整用地部に研修講師依頼について

◆令和4年度 第1回役員会(4月12日開催・集合+Web)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 令和3年度 第6回理事会(3/28・集合)報告
・本部の通常総会は6月20日(月)
- ② 令和3年度 第3回総務委員会(3/22・Web)報告
・人材確保に向けた改善案について

2. 復興支援協会からの情報提供等

- ・5/25に公費解体基礎研修(サテライト方式)

3. 支部委員会報告

(1) 補償業務委員会

- ・補償業委員会「移転工法認定の手引き」報告
- ・補償技術研究会 R3年度報告とR4年度予定について

(2) 補償システムIT委員会

- ・「補償算定システム」操作技術研修用VTR撮影報告(4/6・集合)

(3) 親睦委員会

- ・第70回JCC親睦互留歩大会(4/7)報告

4. その他

- ① 役員改選
- ② 令和4年度第46回近畿支部通常総会(5/17)
・決算報告書について
・開催方法等
- ③ 共通科目研修(5/24~26)カリキュラム

◆令和4年度 第2回役員会(5月17日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 令和4年度 第1回総務委員会(5/16・集合)報告
・本部要望書について

支部だより

- ・経費削減について
- ・人材確保について

2. 支部委員会報告

(1) 補償業務委員会

- ・第1回委員会(4/15・集合+Web)報告

(2) 企画・広報委員会

- ・支部報78号について

3. その他

- ① 本部常任委員について
補償業務委員会のワーキンググループ・固定資産家屋評価補助業務受託分科会について
- ② 用対連研修講師について
- ③ 近畿地整用地部研修について
- ④ 岸和田市不動産評価委員会専門委員の推薦

◆令和4年度 第3回役員会(6月15日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 令和4年度 第1回理事会(5/24・集合)報告
- ② 令和4年度 第1回総務委員会(5/16・集合)報告

2. 支部委員会報告

(1) 企画・広報委員会

- ・R4近畿支部要望書アンケートの実施について

(2) 親睦委員会

- ① 6/11(土) 魚(イサギ)釣り
- ② 7/16(土) イカ釣り

3. その他

- ① 役員名簿
- ② 近畿支部各委員会名簿
- ③ 1社当たり平均の企業属性・近畿支部(令和2年度)
- ④ 令和4年度所有者不明土地連携協議会通常総会
- ⑤ 近畿支部標準補償算定システムの導入・更新状況
- ⑥ 近畿用対連標準書(単価表)の有償貸与の申込状況
- ⑦ 令和4年度補償業務管理士共通科目研修(5/24~5/26)
- ⑧ 新春交礼会(R5.1.20(金)、近畿支部総会(R5.5.19(金))で予約(大阪キャッスルホテル))



株式会社 平和 ITC

Heiwa International Total Consultant

代表取締役 周 文

代表取締役 山本 武

本社 / 〒918-8026 福井県福井市湊1丁目1704番地 TEL(0776)36-5267 FAX(0776)36-6520
大阪支店 / 〒534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目1番17号 TEL(06)6354-2386 FAX(06)6354-2382
東京支店・奈良営業所・兵庫営業所・京都営業所・和歌山営業所・滋賀営業所

講演会・講習会・研修会等の開催

会員の資質の向上を目指し、各種講演会・講習会・研修会等を開催しています。

1. 令和3年度 独占禁止法講習会

日 時：令和4年2月24日（木）

会 場：Web方式（Zoom使用）

テ ー マ：「独占禁止法の遵守と最近の状況」について

講 師：公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所

経済取引指導官 石本 将之 氏

受 講 者：会員 35名、非会員2名 合計 37名

2. 令和3年度「建物移転補償の実務」

日 時：令和4年2月24日（木）

会 場：Web方式（Zoom使用）、DVD視聴

受 講 者：会員 38名、非会員2名 合計 40名

3. 令和4年度 第1回実務研修会

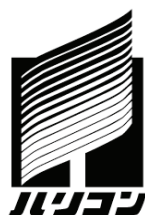
日 時：令和 4年 6月 15日（水）

会 場：大阪府教育会館「たかつガーデン」

テ ー マ 及 び 講 師：

1. あいさつ：近畿地方整備局 用地部 用地補償管理官 山田 浩司 氏

2. 令和4年度 業務発注について :



建設コンサルタント・補償コンサルタント
測量業務・土木設計・補償業務・不動産登記

株式会社 播磨設計コンサルタント

本 社/〒675-0017 加古川市野口町良野1580番地

T E L /079-423-5155 F A X /079-423-5188

支 店/神戸・姫路・但馬

営業所/福知山・滋賀・奈良

U R L /<https://www.haricon.co.jp>

支部だより

近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長補佐 森本 弘二 氏

3. 令和4年度 補償基準の改正について :

近畿地方整備局 用地部 用地補償課 課長補佐 宮島 一晃 氏

4. 令和4年度 近畿用対連補償算定標準書について

近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長補佐 秦 建造 氏

受 講 者 : 会 員 164 名、非会員 15 名 合計 179 名

会 員 親 睦 行 事

会員相互の交流と情報交換を目的に各種親睦行事を企画開催しています。

1. 第 70 回 J C C 親睦互留歩大会

日 時 : 令和4年4月7日(木)

場 所 : チェリーヒルズゴルフクラブ(兵庫県三木市)

参 加 者 : 14 名

2. 第 16 回魚釣り(イサギ)大会

日 時 : 令和4年6月11日(土)

場 所 : 和歌山県日ノ御崎沖

参 加 者 : 12 名

3. 第 10 回イカ釣り大会

日 時 : 令和4年7月16日(土)

場 所 : 兵庫県香美町香住区

参 加 者 : 10 名

補 償 業 務 管 理 士 資 格 研 修 ・ 講 習 会 等

1. 令和4年度 補償業務管理士登録更新・講習会が下記日程で開催されます。

日 時 : 令和4年9月29日(木)

会 場 : 新梅田研修センター

大阪市福島区福島6-22-20 ⇒自宅学習方式に変更されました。

(06)4796-3371

2. 令和4年度 補償業務管理士検定(筆記)試験が下記日程で開催されます。

日 時 : 令和4年10月23日(日)

会 場 : 新梅田研修センター

大阪市福島区福島6-22-20

(06)4796-3371

令和4年度補償業務管理士研修及び試験実施要領

項目	内容等
共通科目研修	全国10支部で実施(令和4年5月下旬)
専門科目研修	本部(東京)で実施(令和4年6月下旬～7月下旬)
筆記試験	筆記試験の実施(令和4年10月23日(日)全国10支部) 筆記試験問題公表(実施後協会ホームページに掲載) 筆記試験の合否決定(令和4年12月上旬) 筆記試験の合格者等の公表(協会ホームページに掲載)
口述試験	口述試験の実施(本部) (大阪:令和5年2月28日～3月3日、東京:3月6日～10日) 口述試験の合否決定(令和5年3月下旬) 口述試験の合格者の公表(協会ホームページに掲載)
総合補償部門	専門科目研修(令和4年7月中旬 本部で実施) 筆記試験(未登録部門)の実施(令和4年10月23日(日)全国10支部) 筆記試験(論文)の実施(令和5年2月上旬 全国10支部) 筆記試験(論文)の合否決定(令和5年3月下旬) 筆記試験(論文)の合格者の公表(協会ホームページに掲載) 口述試験の実施(令和5年4月中旬 本部(東京、大阪)) 口述試験の合否決定(令和5年4月下旬) 口述試験の合格者の公表(協会ホームページに掲載)
登録更新講習会	講習会の実施(令和4年9月、全国10支部) 対象予定者 原則、平成29年度登録者

令和4年6月
一般社団法人 日本補償コンサルタント協会(研修事業部)

令和4年度補償業務管理士専門科目研修における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年度補償業務管理士専門科目研修を受講される方は、以下の点に留意してください。

1. 体調不良の方と研修当日の体調確認のお願い

(1) 以下に該当する方は受講することができません。

- ①新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
- ②新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方
- ③海外からの帰国者等、政府又は自治体の要請により自宅待機を求められている方

(2) 受講当日はご自宅等で必ず検温をしていただき、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる体調異常(37.5度以上の発熱、咳、咽頭痛、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、味覚・嗅覚障害等の症状)がある方は、受講を控えていただくようお願いいたします。

(3) 会場受付において、全ての受講者について非接触型体温計による検温を行います。会場に来られた場合でも、上記事項に該当すると認めた場合には、受講中止をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、これらを理由とした欠席者向けの再研修や受講手数料返還等の特別措置は予定していません。

2. マスクの着用・手指の消毒等

研修会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用を必ずお願いいたします(マスクの貸与はいたしません)。

研修会場にアルコール消毒液を設置しますので、入退出時には手指の消毒をお願いいたします。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

マスクやティッシュペーパー等のゴミは、感染防止のため必ず持ち帰って、ご自宅で処分してください。

3. 研修会場の換気

換気のため、施設の状況に応じ、研修会場の窓やドアなどを開けることがあります。室温の高低に対応できるように服装には注意してください。また、研修会場によっては、換気に伴い屋外からの音が入りやすくなる場合がありますので、ご承知おきください。

4. 密集の回避

受付及び修了証書の交付式では、密集を避けるため、貼り紙や事務局の指示に従って他の受講者との身体的距離を保つようにしてください。

研修会場においては、離隔距離をとった席の配置をしておりますが、着席時以外においても受講者間の離隔距離を保つようお願いします。

受講前後、休憩、昼食時においても、密集を避け、会話は控えてください。

5. その他

感染症防止対策の徹底に関して、本留意事項を守っていただけない場合や、当日研修会場での事務局の指示に従わない場合等には、受講をお断りすることがありますので、ご注意ください。

感染防止の必要に応じて、受講者の連絡先等の個人情報保健所等の公的機関へ提供され得ることを予めご了承ください。

今後、研修実施について変更がありましたら、当協会ホームページ「研修・試験のお知らせ」に掲載しますので、適宜、ご確認ください。

会員の動向

(令和4年7月末現在)

《社名変更》

- 5-027 玉野総合コンサルタント(株)
大阪支店
↓
日本工営都市空間(株) 大阪支店
- 6-129 (株)ウエスト建設コンサルタント
↓
(株)ジャパックス

《代表者変更》(敬称略)

- 6-070 (株)谷澤総合鑑定所
眞里谷 和美 ⇒ 川藤 等
- 6-266 (株)ユニオンリサーチ
小笠 博幸 ⇒ 三好 健一
- 6-267
西日本高速道路ビジネスサポート(株)
片桐 悟 ⇒ 松田 寛治
- 6-270 (株)近畿地域づくりセンター
山内 英治 ⇒ 中林 正司
- 6-129 (株)ウエスト建設コンサルタント
佐藤 和志 ⇒
(株)ジャパックス 浅田 淳

- 6-111 (株)新洲
宮島 和彦 ⇒ 馬場 稔
- 6-271 阪高プロジェクトサポート(株)
中坪 周作 ⇒ 藤村 浩三
- 6-144 (株)コンサルタント関西
加藤 雅宣 ⇒ 南 逸雄

《本社移転》

- 6-274 (株)公共補償設計
〒648-0093
和歌山県橋本市慶賀野280-1
森ビル3F

《入会》

- 6-278
ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)
(4月1日付け)
代表者 土肥 弘明
〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-4-20

-Do Our Best!-

建設コンサルタント・測量業・地質調査業・補償コンサルタント
一級建築士事務所



MSA
MSA-QS-4525
MSA-ES-1668
ISO 9001:2015 認証取得
ISO 14001:2015 認証取得
(本社・支店取得)



ISO/IEC 27001:2013 認証取得
(本社・支店取得)

正和設計株式会社

代表取締役

田中 英幸

本社 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3番7号

TEL. 077(522)3124 FAX. 077(524)6732

<https://seiwa-cc.co.jp>

会 員 名 簿

(令和4年7月末現在)

会員番号	(一社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第1341号)に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第2条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
3-042	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補30第19号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	○	
3-119	(株) NISSO 大阪支店	補30第503号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-018	(株) ファノバ	補30第540号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-022	大阪エンジニアリング (株)	補30第445号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-023	福田総合コンサルタント (株)	補30第13号	06-6227-0890	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-031	(株) 産業工学研究所	補30第514号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-032	(株) アイテクノ	補30第475号	06-6889-4551			○	○	○	○	○	○	○
6-037	中央復建コンサルタンツ (株)	補30第12号	06-6160-1121	○		○				○	○	
6-039	(株) 技 研	補31第801号	06-6356-3666		○	○	○	○	○	○	○	○
6-070	(株) 谷澤総合鑑定所	補31第600号	06-6208-3500		○	○		○				
6-073	(株) 三和総合コンサル	補30第145号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-088	(株) オオバ 大阪支店	補31第558号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-058	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補31第566号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-103	一般社団法人 近畿建設協会	補03第1590号	06-6943-8171			○					○	○
7-013	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補31第687号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-083	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補30第492号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-132	(株) 日建技術コンサルタント	補31第604号	06-6766-3900	○		○	○					
6-138	(株) ケンセイ	補30第2448号	06-6323-6781							○		
6-147	(株) 浜名技術コンサルタント	補03第1132号	06-6227-0227	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-030	(株) ウエスコ 関西支社	補30第547号	06-4393-8014	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-159	(株) 地域経済研究所	補03第1076号	06-6314-6300			○						
6-194	(株) 環境整備研究所	補03第2069号	072-631-1307			○	○	○	○			
6-201	写測エンジニアリング (株)	補31第1572号	06-6768-0418	○		○	○	○	○			
3-294	(株) 八州 関西支社	補04第1363号	06-6485-8150	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-206	(株) アスロード 大阪支店	補01第4769号	06-6343-7688			○						

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-207	(株) 東洋建築設計事務所	補03第1088号	06-6768-2020							○		
4-025	(株) 国土開発センター 大阪支店	補30第458号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-216	(株) ニュージェック		06-6374-4901									
6-246	(株) 信栄補償設計	補02第2855号	06-6947-1130			○	○	○	○	○	○	○
3-106	(株) UR リンケージ西日本支社	補30第442号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	○	
5-027	日本工営都市空間 (株) 大阪支店	補30第262号	06-4706-5511	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-529	(株) 中央クリエイト 関西支店	補03第3923号	06-6889-0015	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-266	(株) ユニオンリサーチ	補30第4697号	06-6446-1801	○	○	○	○	○	○	○	○	
6-267	西日本高速道路ビジネスサポート (株)	補03第4918号	06-6396-2828	○	○	○					○	○
6-270	(株) 近畿地域づくりセンター	補02第5112号	06-6943-8889	○		○	○				○	○
6-271	阪高プロジェクトサポート (株)	補04第5161号	06-6345-3000	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-272	(株) ショウエイコンサルタント	補03第4528号	06-6767-3123			○		○	○			
6-275	日本振興 (株)	補29第1778号	06-6648-5200	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-006	復建調査設計 (株) 大阪支社	補30第190号	050-9002-1736	○		○	○	○	○	○	○	○
6-277	ケーエス技建 (株)	補02第2690号	072-224-0895							○		
6-278	ジェイアール西日本コンサルタンツ (株)	補03第3936号	06-6303-6971	○	○	○					○	

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-013	内外エンジニアリング (株)	補30第150号	075-933-5111	○		○		○	○			
6-153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補30第2343号	0773-42-1039			○						
6-168	(株) 中地コンサルタント	補03第2098号	0772-72-0268	○		○						
6-189	(株) 関西総合鑑定所	補03第1616号	075-252-2367		○							
6-238	塩見測量設計 (株)	補03第1595号	0773-22-4947	○		○						

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-097	(株) 宮本設計	補03第4888号	0797-71-0431	○		○	○	○	○			
6-105	(株) サンコム	補30第177号	0791-63-1533	○		○				○		
6-106	阪神測建 (株)	補30第170号	078-360-8481	○		○		○				
6-107	(株) 西播設計	補30第143号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-129	(株) ジャパックス	補04第5310号	078-277-1811	○		○				○		
6-144	(株) コンサルタント関西	補04第1395号	079-238-6222	○		○		○				

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 30 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○	○		
6-177	(株) KC コンサルタント	補 03 第 2033 号	078-708-8432	○		○	○	○	○	○		
6-245	(株) 朝日コンサル	補 02 第 2868 号	0794-63-6491	○								
6-258	(有) 大田建築事務所	補 03 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○	
6-263	(株) エンタコンサルタント	補 31 第 665 号	0795-22-2219	○		○						
7-099	アサヒコンサルタント (株) 兵庫支社	補 30 第 1451 号	079-287-6660	○	○	○	○	○	○	○		
6-276	(株) 洗陽	補 04 第 4954 号	079-426-7780			○		○	○			

賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
0-046	(株) 兵庫不動産鑑定所	補 29 第 4955 号	079-285-3515		○							

福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
6-109	京福コンサルタント (株)	補 30 第 142 号	0770-56-2345	○		○		○	○			
6-116	(株) サンワコン	補 30 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○			
6-130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 30 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○		○	○			
6-140	丸一調査設計 (株)	補 30 第 270 号	0776-52-8400	○		○	○	○	○			
6-155	(株) 三愛調査事務所	補 30 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○				
6-156	(株) 平和 ITC	補 31 第 672 号	0776-36-5267	○		○	○	○	○	○	○	○
6-158	(株) 帝国コンサルタント	補 31 第 815 号	0778-24-0001	○		○						
6-180	(株) 若狭開発技術センター	補 03 第 1606 号	0770-53-2883	○		○				○		
6-181	(株) 川上測量コンサルタント	補 29 第 1422 号	0776-35-5566	○		○				○		
6-187	(株) アスワ測量設計	補 03 第 2051 号	0776-34-1012	○		○				○		
6-208	中央測量設計 (株)	補 31 第 873 号	0776-22-8482	○		○				○		
6-210	(株) 三輝設計事務所	補 03 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○			
6-211	(株) ワカサコンサル	補 31 第 850 号	0770-56-1175	○		○				○		
6-215	(株) 澤田調査設計	補 31 第 2556 号	0770-56-3456	○		○						
6-219	九頭龍測量 (株)	補 03 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○			
4-073	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 31 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-087	(株) 東洋設計 福井支店	補 30 第 1439 号	0776-26-0510	○		○						
6-264	(株) キミコン	補 02 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○	○		
6-269	(株) アトム補償コンサル	補 04 第 4924 号	0776-50-0170	○		○	○	○	○			
6-273	富士測量設計 (株)	補 30 第 1801 号	0770-56-1511	○		○						

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-057	キタイ設計(株)	補31第1548号	0748-46-2336	○		○							
6-111	(株)新洲	補30第149号	077-552-2094	○		○		○					
6-150	正和設計(株)	補31第989号	077-522-3124	○		○							
6-202	(株)鈴鹿設計事務所	補31第654号	077-573-3223	○		○							
6-249	近畿設計測量(株)	補31第854号	077-522-1884	○		○							

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-019	アトラス工営(株)	補31第567号	0742-45-1055	○		○		○	○				
6-161	(株)たかの建築事務所	補03第1342号	0747-22-3232			○	○	○	○	○			
6-205	太洋エンジニアリング(株)	補29第2264号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○				
6-233	(株)コム建築コンサルタント	補02第2716号	0743-76-6644			○	○	○	○	○			
6-260	(株)倉田総合鑑定	補02第4403号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登録部門									
				1	2	3	4	5	6	7	8		
6-052	清水不動産鑑定士事務所	補30第144号	073-422-1285		○	○		○	○	○			
6-164	(株)山本総合補償コンサルタント	補04第1680号	073-482-2343			○		○	○				
6-176	(株)岡本設計	補03第1634号	073-426-3151			○	○	○	○				
6-204	(株)近畿コンサルタント	補01第956号	0737-82-5332	○		○			○				
6-274	(株)公共補償設計	補30第4701号	0736-26-7011			○		○	○	○			

投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

投稿要領

- ・原稿ワード等をお願いします。
- ・締切り随時
- ・テーマ自由
- ・原稿料1テーマにつき 5,000円
- ・CPDポイント . . . A4 1ページにつき 1単位を付与
- ・送付先〒540-0026
大阪府中央区内本町1丁目2番6号 (パナシアビル4F)
(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部
企画・広報委員会

企画・広報委員会編集委員

担当副支部長・委員長 小笠 博幸
副委員長 杉坂 真人 林原 繁樹
委員 岡部 将享 澤田 常男
(五十音順) 華井 香里 前本 利明

編 集 後 記

しばしば、十年一昔と言われます。

10年前、我が国は民主党政権下であり、「コンクリートから人へ」のスローガンの下に政策が展開され、極端な円高株安、尖閣諸島の国有化、中国によるスカボロー礁（南シナ海）の実効支配、北朝鮮による人工衛星と称したロケット（ICBMへの転用目的）の打ち上げ、前年に発生した東日本大震災からの復旧・復興と大きな政治課題がありました。

国民の間に広がる閉塞感の中で、2012（平成24）年12月に衆議院解散・総選挙が行われ、民主党から自民党への政権交代がありました。政権交代する前から金融緩和されるという期待だけで一気に円安が進み、新政権発足後、建設業界はいわゆるアベノミクス（特に機動的な財政政策）の恩恵を受けて、状況が一変しました。

あれから10年が経ちました。

安倍首相が7年半、その後菅首相が1年3か月、そして岸田首相と自民党政権が続く中で、防災・減災、国土強靱化への対策が明確に位置付けられ、公共事業関連予算も安定して確保されるようになり、民主党政権で止まっていた建設プロジェクトも進捗しました。

しかしながら、新型コロナ禍が全世界を襲う中、欧米諸国を中心にポストコロナへの移行が進む一方で、我が国ではウィズコロナに対応した政策に出遅れ、極端な円安、株価も下落傾向にあり、国民の暮らしと我が国経済に対し、影響を与え続けています。

さらに本年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻により、欧州を舞台とした第三次世界大戦のリスクが高まり、我が国の地政学的リスクについても重大な懸念となっており、国民の自国防衛に対する意識も大きく変化が生まれようとしています。

10年前、東日本大震災により国内の原子力発電所が停止による電力不足に対して、火力発電で代替するためにロシア・サハリン（サハリン2）で生産する液化天然ガスへの依存度が高まりました。中国は東シナ海、南シナ海での覇権をかざし、連日、尖閣諸島への威嚇を続けています。米民主党オバマ政権の「戦略的忍耐」により、北朝鮮は弾道ミサイル・核開発へと突き進み、シリア内戦時におけるロシアによる化学兵器使用に対するオバマ政権の黙認に対して、現在、ウクライナはその代償を受けるかもしれないリスクがあります。

加古隆氏作曲のテーマ曲「パリは燃えているか」が印象的なNHK「映像の世紀 バタフライエフェクト」という番組があります。

— 蝶の羽ばたきのような、ひとりひとりのささやかな営みが、いかに連鎖し、世界を動かしていくのか。人類の歴史に秘められた壮大なバタフライエフェクトの世界は、今とつながっている —

現在の世界情勢を見ていて、10年前を振り返ると、改めてそう思う次第です。

私も10年間、近畿支部役員を務めさせていただき、5月17日の第46回総会をもって退任させていただきました。

この10年間で得られた心の糧を無駄にせず、これからは生かしていきたいと思えます。

皆さんありがとうございました。

（M. K）

